

島根県 中山間地域 活性化計画

平成28年度(2016)－平成31年度(2019)



平成28年5月



中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう 「小さな拠点づくり」に取り組みます。

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、県土の大部分を占める中山間地域は、先人たちの手によって今日まで大切に受け継がれてきたかけがえのない財産です。

県内の中山間地域は過疎化などの進行にともない大変厳しい状況に置かれていますが、こうした中であっても、“お年寄りの知恵”や“人と人の絆”などを大切にし、伝統文化の継承や地域づくり活動などを自主的・主体的に行い、生産活動に関わりながら、明るく生き生きと暮らしている方々がたくさんいらっしゃいます。

また、そうした中山間地域の恵の豊かさや、そこに暮らす人々の優しさに触れ、ファンとなって何回も地域に足を運び、長年交流を深めていただいている方々が都市部には大勢いらっしゃいます。

今回の計画では、こうした、魅力溢れる中山間地域を将来にわたり維持し、今後も安心して人々が住み続けることができるよう、個々の集落を超え、より広域的な取り組みの中で日常生活を支える仕組みを考えていく「小さな拠点づくり」に取り組んでまいります。

この「小さな拠点づくり」は、公民館活動との連携を図りながら、地域の課題や将来展望を、住民の方同士がよく話し合ってもらい、できるだけ多くの方々の参画を得ながら進めてまいります。

地域づくりの主役は、その地域に暮らし、今日まで豊かな自然を守り、伝統文化を継承し、そして、次の世代にこれを引き継いでいこうとする住民のみなさま一人ひとりです。

これからも、県民のみなさまとともに、住み続けたいと実感できる中山間地域づくりに全力で取り組んでまいります。

平成28年5月

島根県知事 溝口 善兵衛

目次

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象地域	2
5	これまでの取組み(3期計画での取組み)	4

第2章	中山間地域対策の方向性	
1	中山間地域の人口推移	6
2	中山間地域の将来人口の試算	7
3	中山間地域の年齢構成の試算	9
4	公民館エリアにおける機能の状況	11
5	人口の将来見通し等を踏まえた 中山間地域対策の方向性	12

第3章	計画の基本目標と推進体制	
1	基本目標	13
2	推進体制	14

第4章	住民と一体となって取り組む重点施策	
1	小さな拠点づくり	20
2	新しい人の流れづくり	35
3	多面的機能の維持・保全・発揮	47

資料編		49
------------	--	-----------

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

このため、島根県では平成11年に議員提案により制定された「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づき、平成13年に1期目の「島根県中山間地域活性化計画」を策定し、これまで改定を繰り返しながら、各種施策を展開してきました。

その結果、一定の社会基盤整備が進んだほか、各地域で都市住民との交流や農産物の加工販売など多彩な活動が始まり、地域産業の振興やU I ターン者の定着が進むなど様々な成果を上げてきました。

また、平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、これまで地方の問題とされていた「人口減少問題」に国として対応していこうとしています。

将来人口の見通しなど依然として厳しい状況は続きますが、こうした国の動きを追い風としつつ、長期的な視点に立って積極的な地域再生を図るという考えのもと、これからも安心して人々が住み続けられる中山間地域となるよう、新たな「中山間地域活性化計画」を策定することとしました。

この計画は、県の基本的な考え方や方向性を明らかにし、市町村や地域住民の皆様はもとより県外にお住まいの方々にも、中山間地域の存在意義を再認識していただくとともに、中山間地域の活性化に向けて地域主体での積極的な取組みを行っていただけるよう期待するものです。



2. 計画の位置づけ

この計画は、島根県中山間地域活性化基本条例第4条に基づき策定する計画です。

平成20年3月に策定した「島根県総合発展計画」及び平成28年3月に策定した「実施計画編」は島根県の最も基本となる計画であり、この中山間地域活性化計画は総合発展計画を基本としつつ、中山間地域の課題解決に向けて関連施策を具体的に推進するための計画です。

また、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づき、「島根県人口ビジョン」に示された島根県の現状と将来展望を踏まえて、今後5か年（平成27～31年度）の目標や施策の方向性を示し、平成27年10月に策定した「島根県総合戦略」との整合性を十分に図っています。

3. 計画の期間

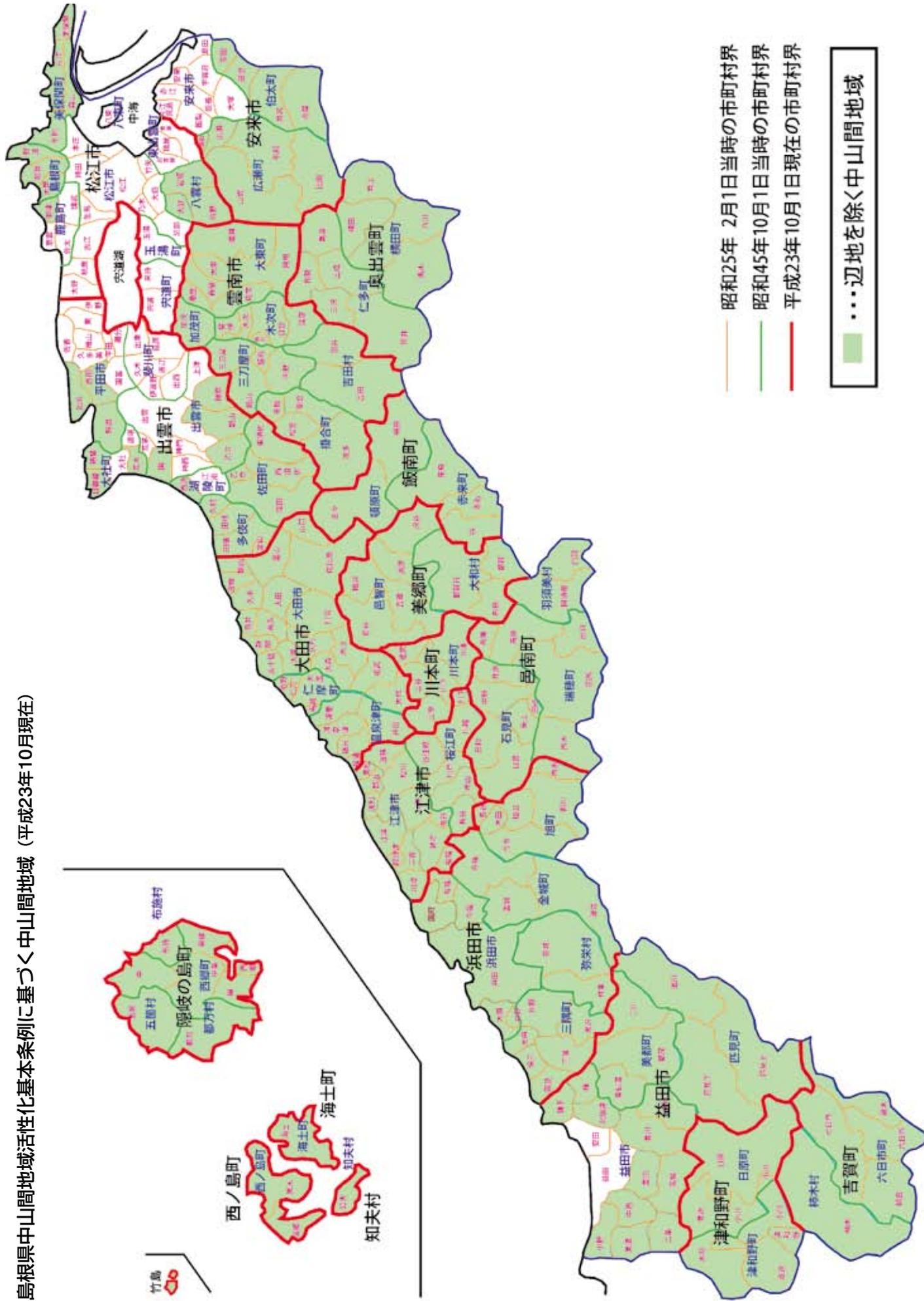
島根県総合発展計画（実施計画）、島根県総合戦略の計画期間（終期）に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

4. 計画の対象地域

この計画の対象となる地域は、島根県中山間地域活性化基本条例第2条に定める次の地域です。（該当の地域については、次ページの地図を参考にしてください。）

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法 第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で第2条第1項に規定する過疎地域であった区域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (4) これらと同等に条件が不利である地域

島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域（平成23年10月現在）



海士町

知夫村

●市町村別の対象地域の状況

＜全部対象＞

浜田市、大田市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

＜一部対象＞

松江市、出雲市、益田市、安来市

●中山間地域の人口・面積等

区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	高齢者比率 (%)	林野面積 (km ²)	林野率 (%)	経営耕地面積 (km ²)
県全体	717,397	6,707.86	107	28.90%	5,260.65	78.43%	258.74
中山間地域 (比率)	325,229 (45.3%)	5,818.97 (86.70%)	56 (-)	34.00%	4,906.05 (93.3%)	84.60% (-)	165.45 (63.9%)
非中山間地域 (比率)	392,168 (54.7%)	888.89 (13.30%)	441 (-)	24.70%	354.60 (6.7%)	39.02% (-)	93.30 (36.1%)

資料：平成22年国勢調査 2010農林業センサスより作成

- ・島根県の面積の87%が中山間地域です。
- ・島根県の人口の45%が中山間地域で暮らしています。
- ・島根県の森林の約93%、経営耕地面積の約63%が中山間地域にあります。

5. これまでの取組み（3期計画での取組み）

平成24年度から平成27年度までの4年間を第3期中山間地域活性化計画の期間とし、「にぎわい、生きがい、なりわい、助けあいのある中山間地域」の創出を目指し、市町村や地域の皆様と一緒に、中山間地域対策に取り組んできました。

《3期計画における対策の柱》

（1）公民館等の範囲（地区）を基本とした対策の推進

個々の集落では地域運営が厳しくなっている状況を踏まえ、3期計画では新たに公民館等の範囲を地域運営の基本単位（227地区[※]）に設定し、地域ごとの状況や施策の効果を明確化して、地域運営の仕組みづくりに取り組んできました。^{※平成27年度時点}

（2）「中山間地域対策プロジェクトチーム」による総合的・一体的な対策の推進

中山間地域の課題は多岐にわたるため、新たに各部局の事業担当、中山間地域研究センターの研究スタッフなどで構成する「中山間地域対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、情報共有の徹

底や研究成果を活用しながら、中山間地域の課題解決に向けた総合的・一体的な対策に取り組んできました。

プロジェクトチームのメンバーが、現場に入って地域づくりの取組みを直接支援した地区（現場支援地区）では、住民の議論が定期的に行われ、計画づくりや実践活動への着手が加速しました。

（３）「しまねの郷づくりカルテ」に基づく対策の推進

地域の方々が自らの地域の状況を把握・理解し、地域の将来の姿（目標）を思い描くことができるよう、誰でもインターネット上で地域別の情報を見ることができるシステムを構築し、住民同士の議論のきっかけづくりを行いました。

（４）過疎対策事業債（ソフト事業）の活用

公民館等の範囲で、早急に対応すべき課題について重点的に取り組むため、市町村が過疎債（ソフト事業）を活用して取り組む事業に対し、新たに交付金制度を創設し、市町村と連携して中山間地域の課題解決を推進してきました。

●住民主導の取組みへの支援イメージ

	公民館エリア (227エリア*)	重点支援地区 (70地区)	現場支援地区 (20地区)
取組メンバー	地域住民	地域住民、市町村	地域住民、市町村、県
取組内容	実態把握、理解、議論	計画づくり、実践、検証	
期待する効果	・住民同士での議論の活発化 ・地域づくりに向けた取組の芽生え	・成功体験による地域の元気出し ・優良事例の共有 ・地域内での生活機能の確保と地域産業の振興 ・活動を通じた地域リーダーの育成	
主な県の支援	しまねの郷づくりカルテ (地区情報の提供)	過疎債ソフト交付金 (財政的な後押し)	中山間地域対策プロジェクト チーム（人的支援）

※平成27年度時点

3期計画においては、中山間地域対策プロジェクトチームによる人的支援などにより、現場支援地区（20地区）を中心に、買い物対策や特産品開発、地域づくり活動を通じたリーダー育成など、一定の成果をあげることができました。

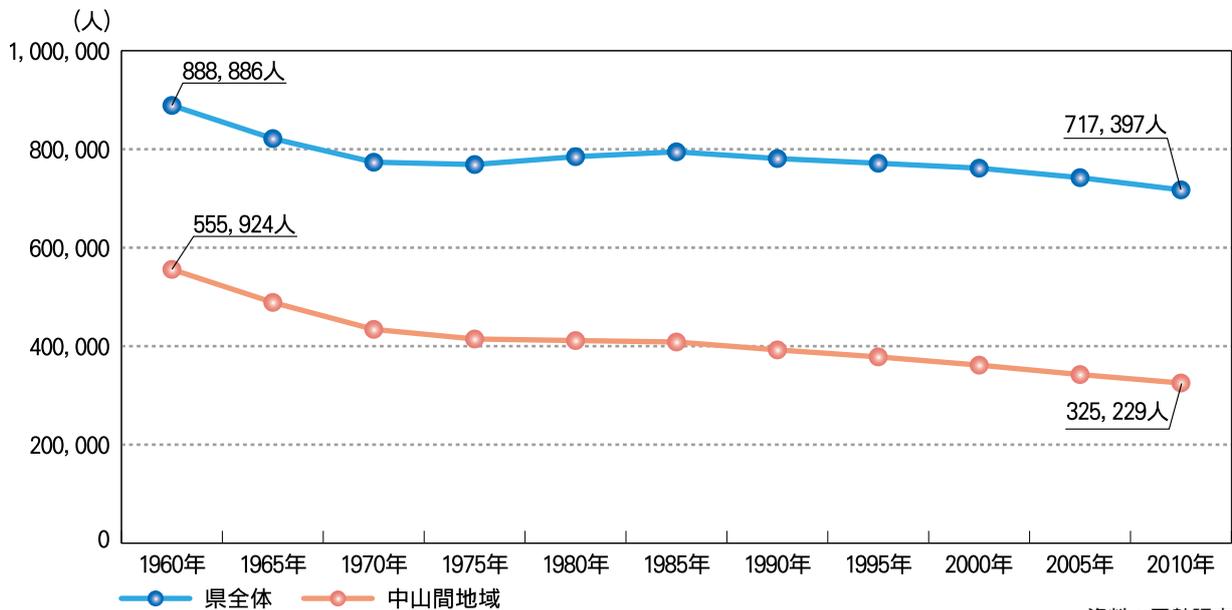
4期計画では、成果のあった3期計画での取組みを継続しつつ、これまで限定的だった現場支援活動を中山間地域全体へ拡大していきます。

このため、県・市町村の現場支援体制を強化するとともに、住民議論の喚起や機運醸成の面で新たに地域を支える人づくりを本業とする公民館と連携を図りながら、中山間地域における「小さな拠点づくり」に向けてスピードを上げて取り組んでいきます。

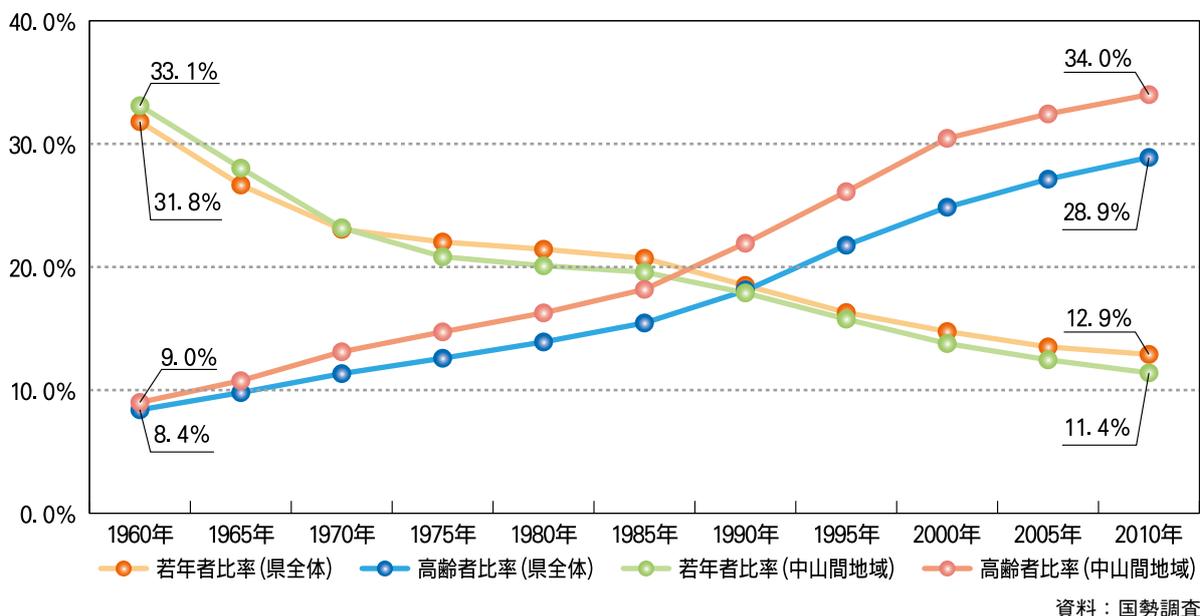
1. 中山間地域の人口推移

- ・ 中山間地域の人口は、昭和30年代（1960年）から減少傾向が続いており、中山間地域の人口減少に伴って県全体の人口も減少しています。
- ・ 高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が続いています。

● 中山間地域の人口動向



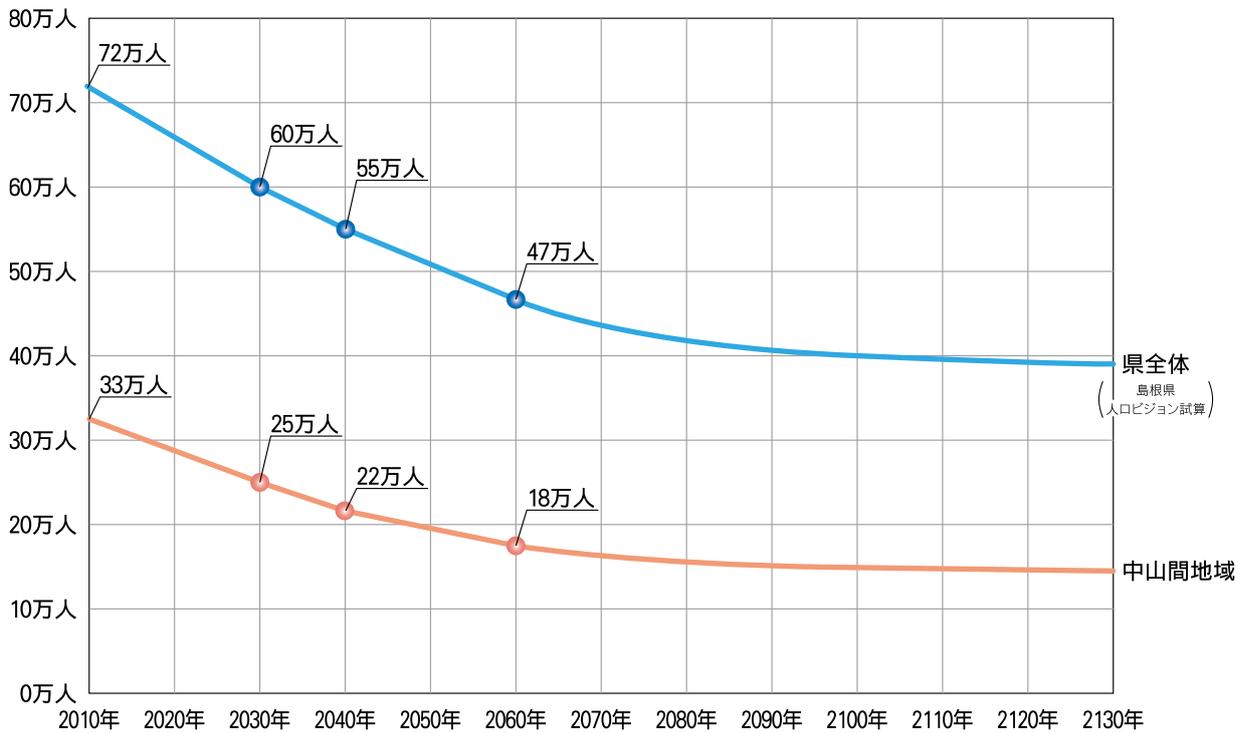
● 高齢者比率・若年者比率の動向



2. 中山間地域の将来人口の試算

- ・ 中山間地域の将来人口を一定の条件のもとで試算すると、以下のグラフのように推移します。
- ・ 中山間地域の人口は、2030年には25万人、2040年には22万人、2060年には18万人となります。
- ・ 2010年を1とした場合、2030年には0.76、2040年には0.67、2060年には0.54となります。
- ・ 中山間地域の人口は、数十年間は減少率が高いものの、今後の少子化対策や、人口流出防止などの対策により、中山間地域においても人口が安定していくものと考えられます。

● 将来人口の試算



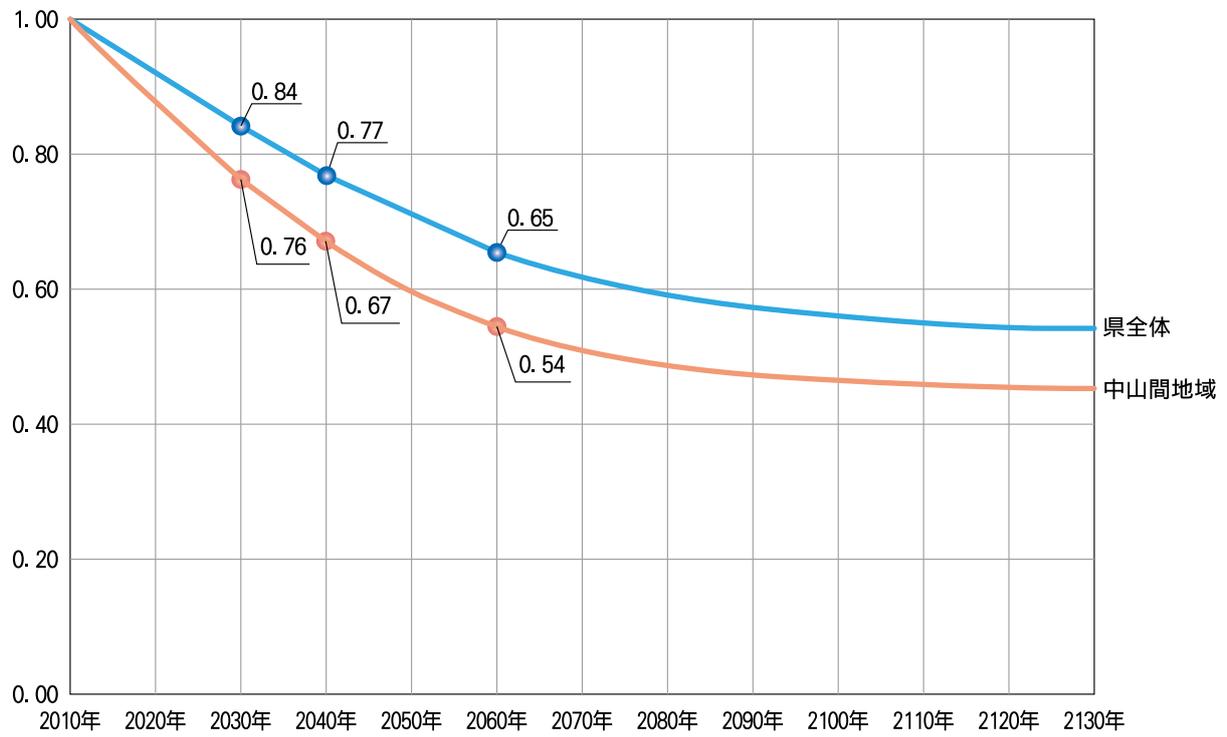
(試算条件)

- ・ 中山間地域をひとつのエリアとみなして、コーホート法により将来人口を試算したもの
- ・ 2010年の国勢調査による中山間地域の人口を発射台とし、次のとおり「自然動態」「社会移動」についての前提条件を設定し、将来人口を機械的に試算
- ・ なお、社会移動については、中山間地域エリアとエリア外（県内・県外の両者を含む）との出入りを計算したものであって、中山間地域エリアの内部移動は含まれていない

自然動態	社会移動
中山間地域の合計特殊出生率 ^(注) が、現在値1.78 (2009～2013年平均)から2040年に2.07へ上昇	中山間地域の社会減少率が段階的に縮小し、2040年に均衡

(注) 一人の女性が一生の間に産む平均子ども数の推定値であり、15歳から49歳までの年齢別出生率の合計です。

● 2010年を1とした場合の推移



第1章
計画の策定に当たって

第2章
中山間地域対策の方向性

第3章
計画の基本目標と推進体制

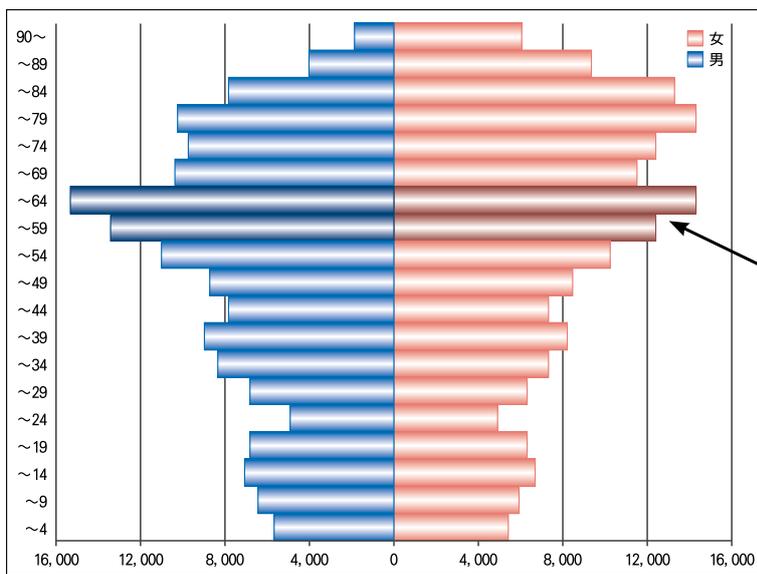
第4章
住民と体となつて取り組む重点施策

資料編

3. 中山間地域の年齢構成の試算（男女別年齢階層別人口構成試算）

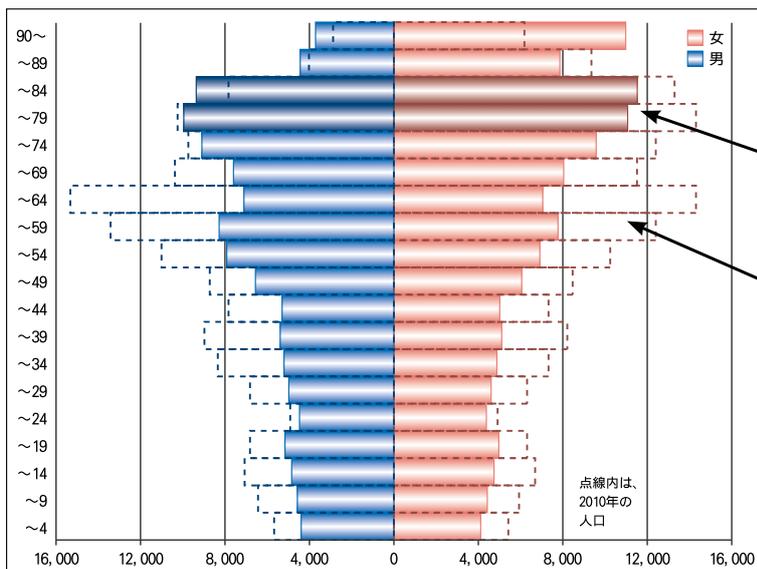
- ・ 2010年において、最多数の年齢階層である55歳～64歳（いわゆる「団塊とその前後の世代」）が、2030年には75歳以上となります。
- ・ 一方、2030年には、地域の担い手（リーダー）として期待される50歳から60歳代の年齢階層別人口が大きく減少する見込みです。

●2010年



最多数の年齢階層は55歳～64歳（いわゆる「団塊とその前後の世代」）

●2030年

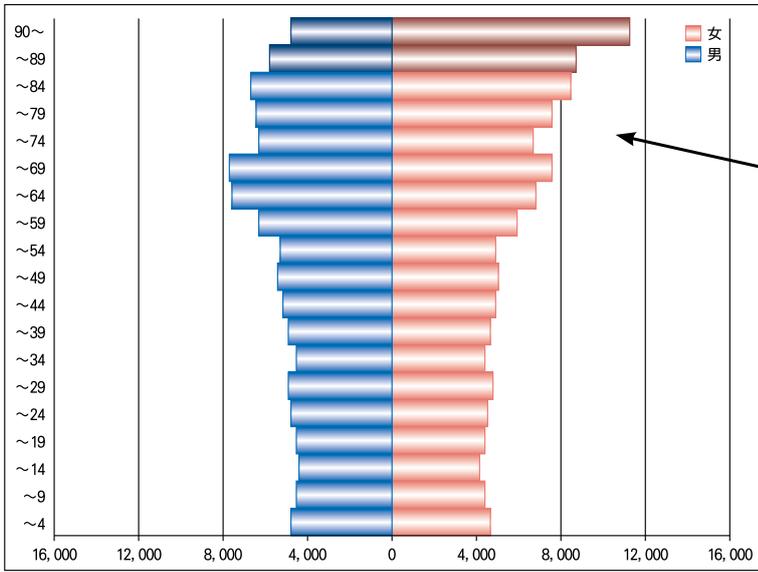


「団塊とその前後の世代」が75歳以上

地域の担い手（リーダー）と期待される50歳から60歳代の年齢階層人口が大きく減少

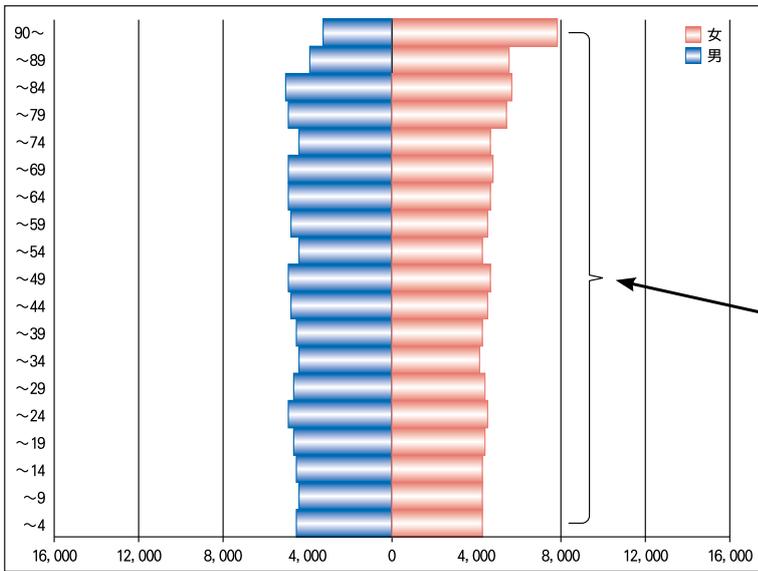
点線内は、2010年の人口

●2040年



最多数の年齢階層が抜け、全体として平均化

●2060年



2040年より更に平均化

4. 公民館エリアにおける機能の状況

- ・現在、県内の公民館エリアにおける機能・サービスの現存状況は下記のとおりとなっています。
- ・2,000人程度の人口規模がある40エリアについては、医療なども含めて日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されています。
- ・しかしながら、人口の将来見通しを踏まえると、この40エリアも含め、中山間地域の全てのエリアにおいて、機能・サービスの集約化が必要になる可能性が高くなると考えられます。

●公民館エリアにおける機能・サービスの現存状況

	地区数	日用品等の買い物					教育等				金融等	医療等			農業	組織	
		大型店舗	スーパー等	コンビニ	個人商店	GS	小学校		公民館	保育所	郵便局	病院	診療所	介護施設	集落営農	地域運営組織	
							[現在]	[H10]									
全地区	227	10.6	33.0	22.0	79.3	49.8	57.3	80.6	89.9	55.5	85.5	8.8	55.9	62.1	65.6	76.2	
人口規模別	~499人	57	0.0	3.5	0.0	54.4	12.3	15.8	61.4	84.2	10.5	66.7	0.0	28.1	33.3	56.1	77.2
	500人~	75	5.3	29.3	10.7	81.3	45.3	49.3	80.0	88.0	54.7	86.7	1.3	52.0	48.0	65.3	76.0
	1,000人~	27	3.7	44.4	18.5	96.3	59.3	81.5	96.3	88.9	85.2	96.3	7.4	59.3	74.1	66.7	77.8
	1,500人~	28	10.7	39.3	21.4	96.4	67.9	92.9	92.9	92.9	67.9	92.9	10.7	78.6	92.9	78.6	67.9
	2,000人~	40	40.0	70.0	77.5	87.5	92.5	90.0	90.0	100.0	92.5	97.5	35.0	85.0	100.0	70.0	80.0

※地区数については、平成27年度時点

●地域運営の単位ごとの機能・サービスの現存状況

区分	集落 (平均94人)	公民館のエリア (平均1,385人)	複数公民館 のエリア	支所 (旧市町村)	市町村又は 複数市町村
日常生活	・常会 ・環境維持 ・葬式	・個人商店 ・小学校 ・郵便局 ・公民館 ・地域運営組織	・スーパー ・ガソリンスタンド	・中学校	・大型店舗 ・高校
医療福祉		・保育所 ・介護	・診療所 (1次医療)		・病院 (2次医療)
交通		・自治会輸送	・公共交通空白 地有償運送 ・デマンド輸送	・路線バス	
農業	・集落営農	・広域連携組織			

5. 人口の将来見通し等を踏まえた中山間地域対策の方向性

- ・今後の中山間地域の将来を展望してみると、買い物、金融、医療、介護等の日常生活に必要な機能・サービスを確保するためには、個々の集落を超えて、より広いエリアを念頭に置いた対策を考えていかなければ、その維持が困難になる地域が出てくると考えられます。
- ・また、人口の将来見通しを踏まえると、機能・サービスの集約化が必要になる可能性があり、県・市町村が地域住民に今後の課題を示した上で、住民の方同士の話し合いの中で生活を支える仕組みを検討していく必要があると考えます。
- ・**このため、人口減少が早く進む中山間地域においても、今後も安心して住み続けることができるよう、日常生活機能の一定の集約化を図る「小さな拠点づくり」を進めていきます。**
- ・なお、「小さな拠点づくり」を進めるにあたっては、当面、団塊とその前後の世代が概ね80歳となる2030年ごろを念頭に置きながら、住み続けるための条件整備（機能・サービスの確保）を進めていくこととします。

〔2030年を念頭に置く考え方〕

- ・2030年の中山間地域においても現在と比較して3/4の人口が見込まれ、しっかり環境整備に取り組んでいく必要があること。
- ・ボリュームゾーンである団塊とその前後の世代が、2030年には社会保障給付を受ける側に回ることとなり、医療・介護・福祉サービスに対する需要が急速に増大していくこと。
- ・地域リーダー候補である50代、60代が少なくなるため、地域の活力が失われるとともに、農林業や集落活動の担い手が不足し、耕作放棄地の拡大など様々な社会問題が顕在化するおそれがあることから、リーダーや担い手を計画的に育成していく必要があること。
- ・併せて、元気な高齢者が中山間地域での生産活動に積極的に関与できる仕組みづくりが必要であること。
- ・2040年以降は高齢者のボリュームが少なくなり、世代間の平均化が見込まれること。
- ・住民のみなさんが地域づくりに取り組む際に、イメージが沸き、議論や行動がしやすいものであること（あまりに遠い目標であると手が付けにくいいため）。

第3章 計画の基本目標と推進体制

1. 基本目標

計画では、住民のみなさんが、中山間地域での生産活動に関わりながら、元気で心豊かに住み続けられる地域をつくることを目標とし、中山間地域が持つ特性と特色を生かした施策を展開することにより、若者の流出を抑え、かつ都市部の人を呼び込み、多世代で魅力ある島根県の中山間地域を維持・形成していくことを目指しています。

なお、この計画の実効性を確保するため、次の成果参考指標と目標値を設定し、計画の進行管理を徹底するとともに、各種施策の成果・効果等を県民に公表し、地域住民、民間団体、市町村等の主体的な取組みが進むよう努めます。

成果参考指標と目標値は、島根県総合発展計画と島根県総合戦略に掲げられた、以下の関係する指標を用いながら設定しています。

●成果参考指標と目標値

<成果参考指標>	平成27年度	平成31年度
①「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア ^(注) 数	52エリア (H26)	150エリア
②機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数	－ (H26)	50エリア
③交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数	－ (H26)	70エリア
④地域資源を活かした特産品開発等に積極的に取り組む事業者数	－ (H26)	15事業者

(注) コミュニティセンター、交流センター等が公民館と同様の機能を担っている場合は、そのエリアを指します。

① 中山間地域では225^{*}の公民館エリアがあり、全ての公民館エリアにおいて住民同士の話し合いが始まり、そのうち2/3程度の150エリアにおいて「小さな拠点づくり」の取組みが進められることを目指します。

※平成28年度時点

② 県事業を活用し、日常生活に必要な機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数であり、年間10エリア程度での取組みの開始を目指します。

③ 中山間地域の225^{*}の公民館エリアのうち、平成31年度までに約1/3において取り組むことを目指します。

※平成28年度時点

- ④ 民間専門家（県委託）の支援を活用し、地域資源を活かした特産品開発に新たに取り組む事業者数です。年間3事業者程度の新規実施を目指します。

2. 推進体制

地域づくりの原動力となるのは、個人、団体を問わず、地域を第一線で支える県民一人ひとりのみなさんです。住み続けたいと実感できる中山間地域の実現に向けて、地域の自主的かつ主体的な取組みを基本に、県民、市町村、県が密接な連携を図りながら、総力を結集して中山間地域の振興に取り組むことが重要です。

(1) 県民、市町村、県の役割

① 県民の役割

- ・地域づくりは、地域住民自らが、将来の展望を明確にして、その実現に向けて、主体的に取り組んでいくことが求められます。
- ・また、普段当たり前に見えていたものが、実はかけがえのない宝物だと気づくことが「地域づくり」の始まりだと言われています。
- ・このため、地域住民だれもが参加できる話し合いを通じ、地域の課題や地域が持つ魅力を明らかにし、地域住民合意の下に、地域が進むべき方向やあるべき姿を描いていく必要があります。
- ・さらには、具体的な方策の検討や取組みを進めるための体制づくりを進め、行政と連携・協働を図りながら「住民主導での地域づくり」を実現させていく必要があります。

② 市町村の役割

- ・市町村は県民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていくことが求められます。
- ・このため、中山間地域対策を総合的に推進するため、庁内の部局連携体制の強化や多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置など、支援体制の整備を行う必要があります。
- ・また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努めるとともに、住民主導の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- ・さらには、必要に応じ、他の市町村と連携、協力を図りながら、広域的な取組みによる効果的な地域活性化策を推進することが求められます。

③ 県の役割

(基本的な考え方)

- ・現場をよく見て、県民のみなさんや市町村の話をよく聞き、現場で何が起っていて何が問題であるかを知り、地域の方々と一体となって課題解決に向け逃げずに取り組みます。

- ・また、中山間地域に共通する課題への対策を県の制度・仕組みまで磨き上げ、課題の解決に全力を尽くします。

(地域への支援)

- ・県は、市町村と連携しながら、地域に出向いて現場支援活動を行い、住民の方々に現状をよく説明し、みんなで将来を話し合う機運の醸成や、実際の話し合いの場づくりに努めます。
- ・また、地域における住民主導の計画づくりや実践活動等に参加し、地域におけるファシリテーターとしての役割を積極的に果たしていきます。
- ・さらに、こうした活動から、地域づくりのモデルとなるような地域や活動を一つでも多くつくり出すとともに、そこに至るまでのプロセス・方法論を取りまとめ、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促し、目標達成の迅速化に努めます。
- ・また、専門的な分野において、民間専門家等の派遣や専門職員による現地での指導・助言など積極的な支援を行います。

(市町村への支援)

- ・「小さな拠点づくり」に向けた体制整備等が図れるよう支援を行います。
- ・複数の市町村にまたがる広域的な課題の解決に向けた支援や調整を行います。

(総合的かつ一体的な対策の推進)

- ・中山間地域の課題は多岐にわたり、関係部局の横断的連携と専門的分野を結集した総合力での支援を行うため、関係課長等で構成された「中山間地域対策推進会議」を設け、その下に各課担当者で構成された「中山間地域対策プロジェクトチーム」を設置し、計画の推進を図ります。

(調査研究の普及)

- ・さらに、中山間地域研究センターを中心に、中山間地域に共通する問題に関する調査研究を進め、中山間地域の構造的な問題解決を目指すとともに、市町村や地域等へ成果の普及やアドバイス、情報提供を行います。

(県民等への情報提供・理解促進)

- ・県は、市町村や県民をはじめ、県外のお住まいの方々に対しても、中山間地域の活性化策や中山間地域の持つ公益的機能等についての各種情報をあらゆる機会を通じて提供するとともに、中山間地域の存在意義についての理解増進を図ります。

(国への働きかけ)

- ・国に対しては、同様な課題を抱える他の県とも連携し、関連対策や制度の充実強化、規制緩和を含めた抜本的かつ総合的な対策の実施について提案していきます。

(中国地方5県での連携)

- ・中山間地域の問題は個別の地方自治体の取組みだけでは解決が困難な課題でもあることか

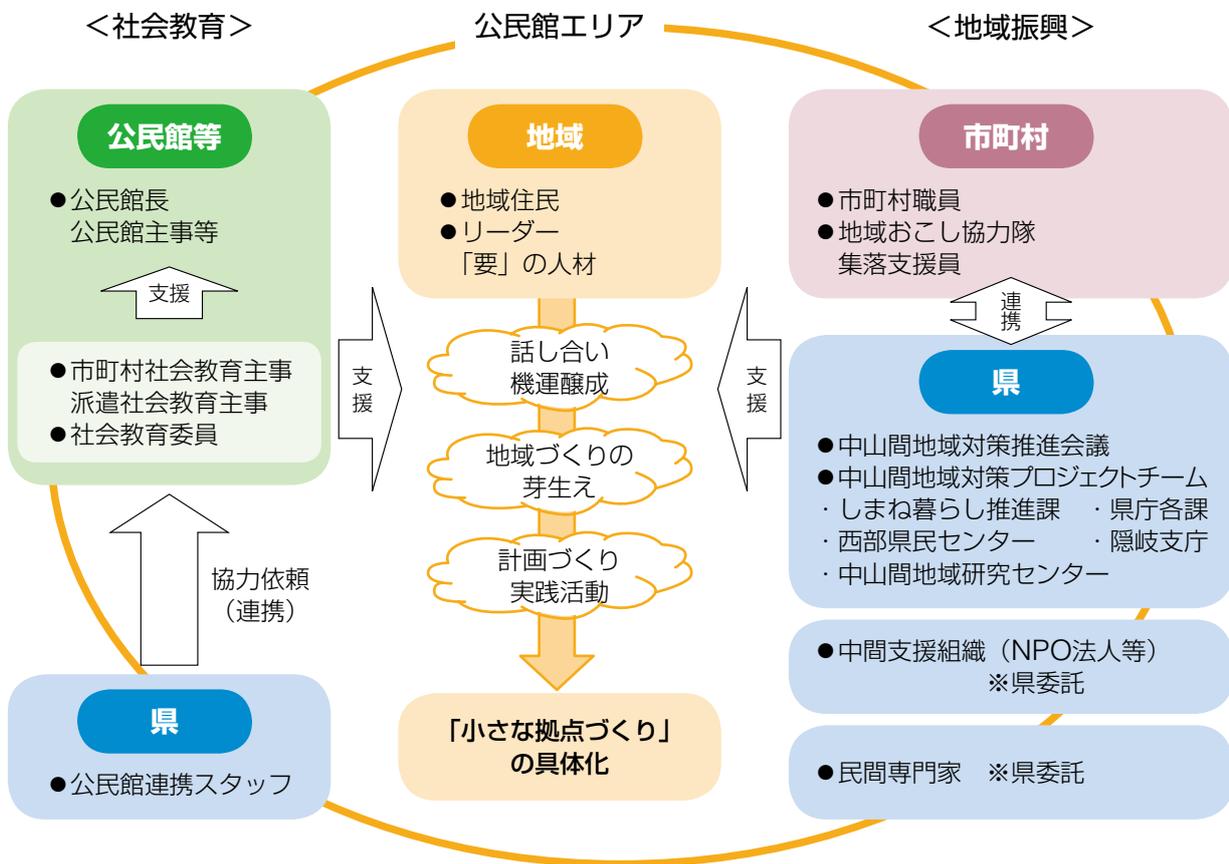
ら、本県と同様な課題を抱える他県との連携が不可欠です。

- ・そのため、平成26年から中国地方知事会に設置した「中山間地域振興部会」が中心となり、中国地方の中山間地域が共有する問題について調査・研究を行い、その成果を活かして、国に対して新たな施策構築等について提案や要請を行っていきます。

(2) 計画推進のイメージ

計画の推進に向けて、それぞれの地域における「小さな拠点づくり」の具体化が進むよう、社会教育（公民館等）と地域振興が連携を強化して取り組みます。

● 「小さな拠点づくり」の推進体制



〔社会教育〕

「公民館等」

- ・人づくり、地域づくりの拠点である公民館等において、地域課題解決に向けた講座の企画などを通して、住民の方々が地域の将来について話し合う機会を作ります。

「公民館連携スタッフ」

- ・公民館等に対して、地域課題解決に向けた講座の開催などの協力依頼を行います。
- ・また、公民館等に「しまねの郷づくりカルテ」を活用した各種データの提供、先進事例紹介、講座などの企画支援を行います。

〔地域振興〕

「中山間地域対策推進会議」

- ・中山間地域の課題に対して、関係部局で構成された会議において、島根県総合発展計画及び島根県総合戦略との整合性を図りつつ重点的に進めるべき対策についての検討と調整を行います。

「中山間地域対策プロジェクトチーム」

- ・計画を進めるために、部局連携体制を強化し、総合的かつ一体的な対策の検討と実施に取り組むため、県庁各課の事業担当、地方機関の地域振興担当、中山間地域研究センターのスタッフなどから構成されたプロジェクトチームを編成し、次の支援等を行います。

（現場支援）

- ・地域の課題が明確な場合等にプロジェクトチームで選定した地域の取組みに対して、そのメンバーが地域の動きに直接加わり、計画づくりから課題解決に向けた小さな取組みの実践などを、継続的かつ総合的に支援します。

（スポット支援）

- ・市町村が主体的に進めている地域づくりにおいては、特定課題（生活交通、地域産業等）に応じた専門的なアドバイス等が必要な場合に、スポット支援を行います。

「中間支援組織（NPO法人等）」

- ・地域の主体的な取組みが持続するため、行政とは別に民間の力で地域をサポートする組織（中間支援組織）の育成を進めます。
- ・中間支援組織に対し、中山間地域対策プロジェクトチームの専門知識や中山間地域研究センターのノウハウなどを提供し、育成します。
- ・中間支援組織の人材が地域の動きに加わる現場支援により、住民主導での地域づくりの拡大を進めます。

「民間専門家」

- ・ 地域資源を活用し、特産品開発等のコミュニティビジネスに取り組む地域に対し、課題抽出から目標設定、商品力向上のためのノウハウなど「自分でできる」ことを目標に、必要に応じて、民間専門家のセミナーや個別相談会などを開催し支援します。

● 小さな拠点づくりのフロー（イメージ）

取組みの流れ

	話し合い 機運醸成 (公民館活動)	地域づくりの 芽生え	住民主導の取組み		
			計画づくり	実践活動	
				生活機能の確保 生活交通の確保	地域産業の振興
活動 内容例	<ul style="list-style-type: none"> ● 学びの場の提供 ● ネットワークづくり ● 住民同士の話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民アンケート ● 地元学 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来ビジョンの策定 ● 地域運営組織の設立 ● リーダー等の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の買い物を支える店舗づくり ● 福祉サービスの提供 ● 輸送サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特産品開発 ● コミュニティビジネスの展開 ● 都市との交流事業
支援策	<p>郷づくりカルテ</p> <p>公民館等による機運醸成</p> <p>中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援・スポット支援</p> <p>中間支援組織による現場支援</p> <p>民間専門家による支援</p> <p>市町村による支援</p>				

第4章

住民と一体となって取り組む重点施策

島根県では平成28年3月に島根県総合発展計画第3次実施計画を策定し、「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」を基本目標として、各種施策を展開しています。

中山間地域の活性化は、商工業や農林水産業の振興、防災・治安対策、医療・福祉・教育の充実、自然環境・歴史文化の保全、道路や下水道等の社会基盤等の整備等、県の施策のあらゆる分野に関連しています。

一方で、地域づくりの主役は、その地域に暮らし、今日まで豊かな自然を守り、伝統文化を継承し、そして、次の世代にこれを引き継いでいこうとする住民の皆様一人ひとりです。

また、県と市町村は、互いに連携しながら、地域に出向いて現場支援活動を行い、住民の方々に地域の現状をよく説明し、みんなで将来を話し合う機運の醸成や、住民同士の話し合いが進んでいくようにしていくことが、重要な役割です。

本章では、島根県総合発展計画や島根県総合戦略を基本にしつつ、中山間地域の課題解決に向けて、県民・市町村・県の総力を結集して「小さな拠点づくり」を進めていくために、住民と一体となって取り組む重点施策を中心に記載しています。



1. 小さな拠点づくり

中山間地域では、人口減少や高齢化が進む中、地域活動の担い手不足が深刻化しており、地域コミュニティの維持や、買い物などの日常生活に必要な様々な機能・サービスの確保が困難な集落が増えています。

こうしたことから、地域運営の基本単位については、個々の集落を超えて、より広域的な取組みの中で、中山間地域の生活を支える仕組みをつくりあげることが求められるようになり、公民館エリア（旧小学校区）を基本単位とする取組みを進めています。

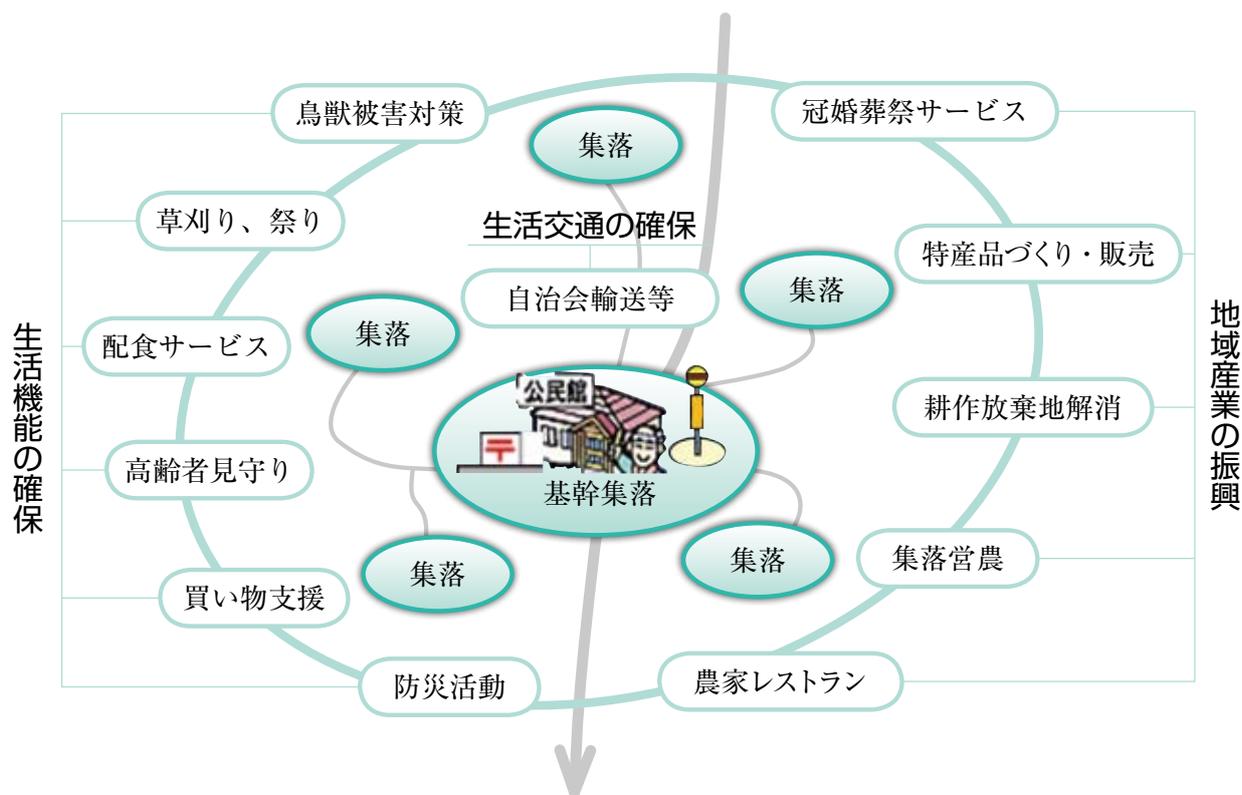
なお、取組みに当たっては、行政主導ではなく住民のみなさんの話し合いの中で、現状分析や課題抽出、解決を目指した計画づくり等を進める必要があります。また、実践段階においても地域のみなさんが参画する形で進めていくことが求められます。

具体的には、今後も人々が住み続けることができるよう、長期的な視点に立って積極的な地域再生を図るという考え方のもとで、「生活機能」「生活交通」「地域産業」という3つの柱の取組みを進めていきます。

- ①買い物、金融、医療、介護等の日常生活に必要な機能・サービスについて、基幹集落等への集約化によって維持・強化を図っていくこと。
- ②集約された機能・サービスを利用するための地域住民の移動手段を確保するため、基幹集落と周辺集落との間や近隣の中心都市等を結ぶ生活路線を念頭に、輸送密度に応じた最適な交通手段の組み合わせを選択し、地域生活交通を再構築していくこと。
- ③産業面では、収益性や雇用力が十分でない場合においても、事業の複合化（合わせ技）や多様な経済主体の参画を通じて一定の雇用に結びつけながら、域内消費の拡大に取り組み、経済の好循環を形成していくこと。

このように、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民同士の話し合いを通じて、地域運営（「生活機能」「生活交通」「地域産業」）の仕組みづくりに取り組んでいくことを、中山間地域における「小さな拠点づくり」と呼ぶこととします。

● 「小さな拠点づくり」の3つの柱の取組み（主なもの）



<「小さな拠点づくり」を進める際の留意点>

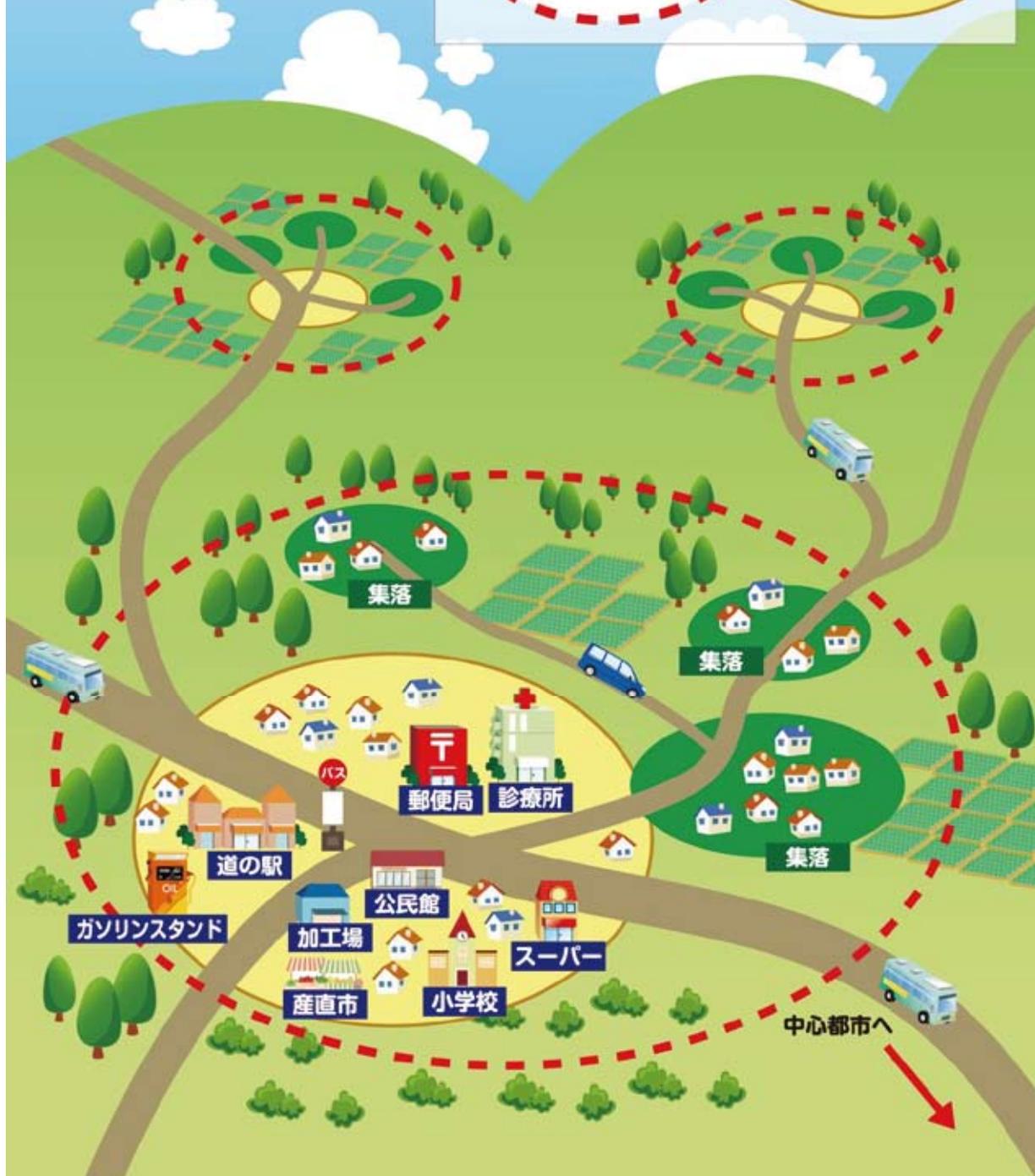
- ・「小さな拠点づくり」とは、中山間地域の中に「拠点」を作って、そこに集まって住もう、ということではなく、3つの柱の取組みを広域的に進めることによって、それぞれの地域で住み続けることができるようにしようとするものです。
- ・「小さな拠点づくり」は、必ずしも機能の「一点集中」を目指すものではなく、地域の実態に応じて、「小規模・分散型」の機能・サービスを交通手段でつないでいく方法も有効と考えられます。
- ・「小さな拠点づくり」は、必ずしも公民館エリアごとに自己完結的に進めるものではなく、地域の実態に応じて、公民館エリアを超える、より広域の取組みも、必要になります。
- ・「小さな拠点づくり」に向けて、住民同士の話し合いを始める際の「住民参画」の面では、公民館の活動との連携も含め、まず公民館エリアで住民の議論を喚起することが期待されますが、話し合いが進展する中で、隣接エリアなどと連携・協働した取組みが必要になる場合もあります。

「小さな拠点づくり」のイメージ

※凡例

「小さな拠点
づくり」エリア

基幹集落



計画の策定に当たって
第1章

中山間地域対策の方向性
第2章

計画の基本目標と推進体制
第3章

住民と体となって取り組む重点施策
第4章

資料編

(1) 住民主導の取組みの推進

【取組の方向性】

- ・中山間地域では、地域コミュニティの維持や、日常生活に必要な機能・サービスの確保が難しい集落が増える中で、地域づくりの主役である住民のみなさんが、地域の現状や将来像を考えていく住民主導の取組みが求められており、これまで市町村や県も加わって議論の活発化を図ってきました。
- ・今後も、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、市町村と県も参画しながら「小さな拠点づくり」に向けた住民の議論を喚起していきます。
- ・また、地域課題の解決に向けた計画づくりや小さな取組みの実践活動などの段階に応じて、住民主導の取組みを積極的に進めます。

【推進方法】

① 公民館活動と連携した住民の議論の喚起

- ・3期計画において成果のあった「小さな拠点づくり」に向けた取組みを、本計画においては中山間地域全体に広げる必要があります。
- ・そこで、地域の課題を住民自身の力で解決していく自主的な学習・実践活動の拠点である公民館等との連携を図っていくこととしています。
- ・公民館等には、地域づくりに意欲のある住民や団体が集うシステムがあり、学び合いを通して地域の課題解決に向けた機運の醸成を働きかけます。
- ・地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、公民館等の活動の充実や公民館機能の強化を図るための支援を行います。
- ・公民館等の活動にあたっては、地域の情報を網羅した「しまねの郷づくりカルテ」システムを使いながら、地域の実情を踏まえた住民の議論の喚起を図ります。
- ・地域づくりを意識した公民館等の活動を促すためには、戦略的な仕掛けと具体的なアドバイスが必要であり、こうした動きに専任で担当する人材（社会教育主事の有資格者など）を東部、西部、隠岐の圏域別に配置し、中山間地域全体への取組み拡大を進めます。



② 地域づくり人材の発掘・育成

- ・「昭和ひと桁世代」から「団塊世代」への世代交代や若い人の参画を積極的に促していくとともに、UIターン者や地域おこし協力隊など外部からの人材確保を進めます。

※参考 地域おこし協力隊^(注1)設置状況 (H27.12) 17市町村 135名
 集落支援員^(注2)設置状況 (H27.12) 16市町村 225名

- ・また、地域づくりを担うリーダーなどのスキルアップを図るため、研修機能を強化します。
- ・研修内容としては、

- ・人の話に耳を傾ける傾聴力やコミュニケーション力
- ・地域の現状を把握し、課題を抽出していく分析力
- ・具体的な実践活動の企画立案力
- ・実践活動の輪を広げていくマネジメント力

などの力量を身につけることのできる研修プログラムを用意します。

(注1) 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。一定期間、地域に居住し地場産品の開発などの「地域協力活動」を行います。

(注2) 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を、地方公共団体が「集落支援員」として委嘱。集落の状況把握や住民同士の話し合いの調整などを行います。

③ 地域の「要」となる人材の確保・配置

- ・地域の課題解決に取り組もうとする意欲を持った住民の輪を広げたり、地域の計画づくりや実践活動をコーディネートし、リーダーが孤立しないようその活動をサポートしたりする、地域の「要」となる人材を配置することが必要です。
- ・このような「要」となる人材を地域に恒常的に配置できるかどうか、今後の地域づくりにおいて極めて重要なポイントであり、地域おこし協力隊や集落支援員の制度に加え、県による支援策を拡充します。

④ 地域を支える組織づくり

- ・地域づくりの段階が進んでいく中で、実践活動の実効性や持続性を高めるための手段として、組織の必要性や在り方が検討されることがあります。
- ・こうしたことに対し、現場支援活動の中で、必要に応じ、組織化についての事例紹介や情報提供を行い、実践活動の内容や地域の実情に合致した組織の在り方が選択されるよう、支援していきます。
- ・また、組織化にあたり、法人格のない任意団体では個人に責任が集中することで円滑な取組みに至らない場合もあり、こうしたケースでは、組織の法人格取得が有効な解決策になる可能性があります。
- ・法人格の取得に向けては、既存制度の法人形態に加え、国等の動きを注視し情報を提供していきます。

⑤ 芽生えた実践活動へのフォロー

- ・公民館等の活動を通じて、学びの場から住民主導の活動への移行時に地域の課題が明らかとなり、県・市町村の支援が求められるような場合には、実情に応じた課題解決型チームを編成し、派遣します。
- ・地域の産業化につながる取組みについては、民間専門家等を活用して重点的に取り組みます。

(2) 生活機能の確保

※先進事例は、資料2（P53）参照

【取組の方向性】

- ・中山間地域では、日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難な集落が増えていますが、地域の基幹集落においては、一定の機能・サービスが維持されている場合もみられます。
- ・こうした地域の実情を踏まえながら、住民の方同士の話し合いを通じて、中山間地域の生活を支える「小さな拠点づくり」などを進めます。

【推進方法】

① 日常生活に必要な機能・サービスの集約化

- ・買い物などの日常生活に必要な機能・サービスを将来にわたって維持していくため、公民館エリアの中の基幹集落へ一定の集約化を進めます。
- ・医療など比較的大きな人口規模を必要とする生活機能については、より広域の複数公民館エリアの中で確保することを念頭に、住民の方同士の話し合いの中での集約化を進めます。
- ・地域住民のニーズに対応した多機能な生活サービスの提供を図るため、その運営主体となる地域運営組織等による取組みを進めます。

② 廃校・道の駅等を活用したサービス拠点の整備

- ・基幹集落における買い物、金融、医療、介護等の機能・サービスの維持・集約と併せ、地域内外の交流スペースや産直市などの地域産業の活動場所として、市町村が実施する廃校や道の駅等を活用したサービス拠点の整備を進めます。

③ 多世代同居・近居の促進

- ・子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効果等が期待される多世代同居・近居を促進します。
- ・そのため、まずは多世代同居・近居の意義について、広く県民の皆さんに考えてもらうための啓発活動に取り組みます。

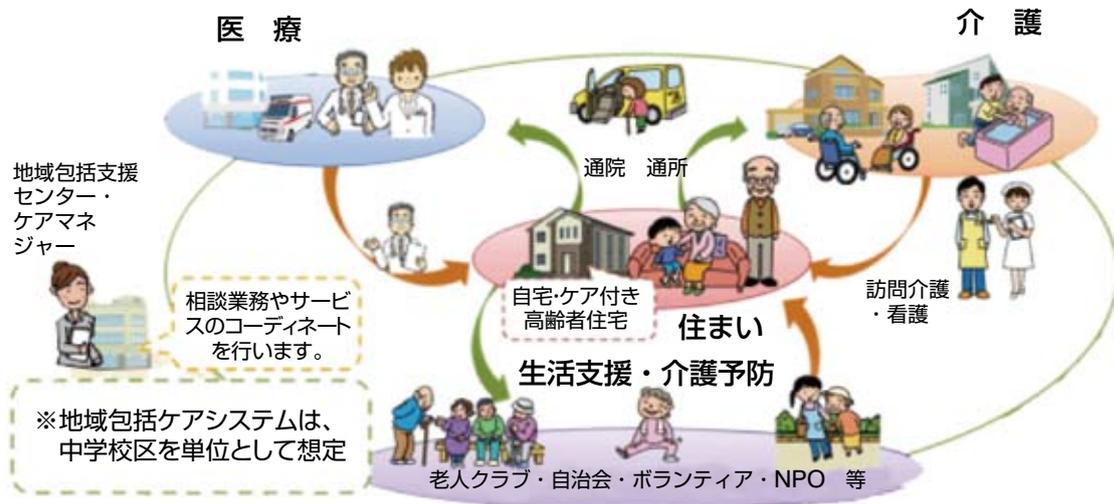
④ 地域包括ケアシステム

- ・高齢者が増加する中で、一人ひとりの高齢者の状況に応じて、住まいを中心に、介護予防・生活支援、医療・介護などを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。
- ・これに向けては、医療・介護資源や地域コミュニティの状況など、地域の特性を活かして構築する必要があります。
- ・中でも、介護予防に資する体操等を行う住民主導の活動や、リハビリ専門職を活用した介護予防、虚弱な高齢者等に対して、見守り・買い物支援などの生活支援サービスの提供の取組みを推進します。
- ・また、単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中で、生活支援の必要性は高まっており、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体がサービスを提

供する取組みを進めます。

- ・さらに、こうしたサービスの主体に担い手として参加することが生きがいや介護予防につながることから、高齢者の社会参加による生活支援サービスの充実を進めます。

●地域包括ケアシステムの姿



⑤ 地域医療の確保

- ・地域における関係者の協議を通じ、効率的な医療体制の整備に向けた病床機能の分化・連携や、地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進します。
- ・中山間地域において、救急医療体制の維持を図るとともに、プライマリケアを担う診療所機能の維持や訪問看護ステーションの充実を進めます。

⑥ 携帯電話不感地域の解消

- ・中山間地域においても携帯電話が不自由なく使用できるよう、国の財政支援制度を活用して市町村、携帯電話事業者と連携し、不感地域の解消を進めます。

⑦ 自主防災組織等の育成

- ・住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市町村、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域の防災体制の充実を図ります。

(3) 生活交通の確保

※先進事例は、資料2 (P54) 参照

【取組の方向性】

- ・中山間地域において、個々の集落だけでは生活機能の確保が難しくなる中で、「小さな拠点づくり」に向けて、基幹集落と周辺集落との間や、近隣の中心都市などを結ぶ地域生活交通を再構築し、地域住民の移動手段を確保する必要があります。
- ・市町村との意見交換を通じ、地域の意向を十分に踏まえながら、従来の生活バスなどへの支援策に加え、地域住民やNPO法人などが運行主体となって行う取組みなどに対し、支援の在り方を新たに検討します。

【推進方法】

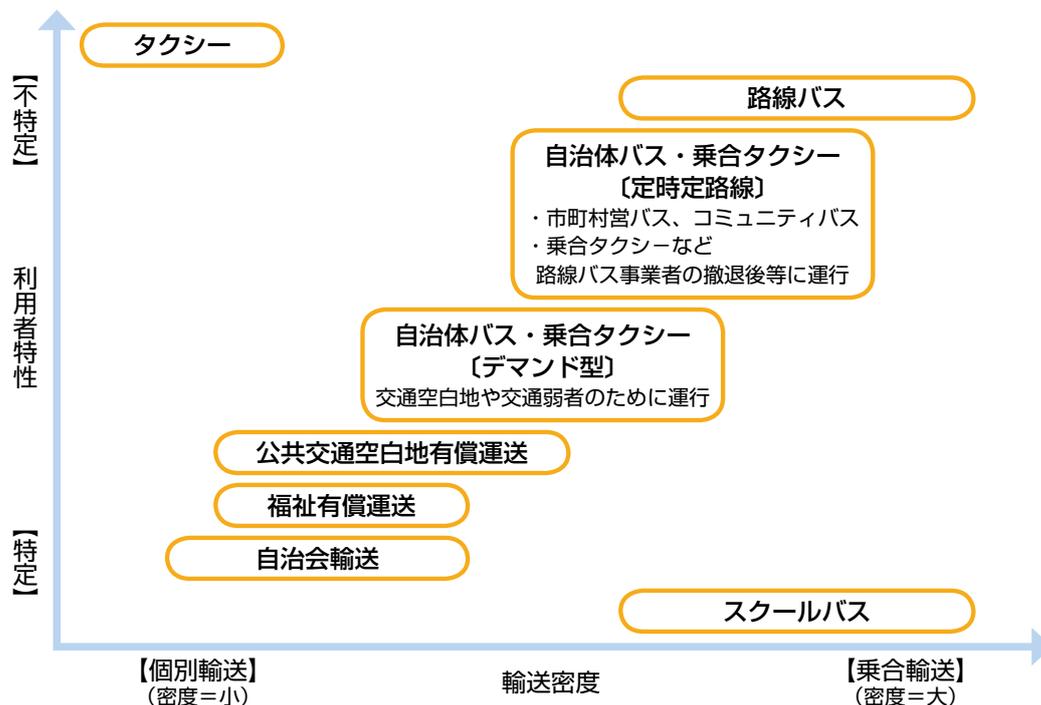
① 地域生活交通の再構築を図るための実証事業

- ・平成28年度からの2年間は、地域生活交通の再構築を図るための実証事業として、地域の人材養成（運転免許取得・講習受講）、車両購入、実証運行などの地域の取組みに対する「立ち上がり支援」を強化します。
- ・これらの実証事業から本格運行に移行した場合は、補助率を引き上げるなど、運行面でも手厚く支援します。

② 地域生活交通に対する新たな支援制度

- ・実証事業の成果も踏まえ、「小さな拠点づくり」の推進に向けた誘導策や、幹線交通から集落間交通まで、輸送需要に応じて選択される様々な交通手段に対する切れ目のない支援など、新たな支援制度の在り方を検討します。

●輸送密度と利用者特性による中山間地域の交通手段



③ 中山間地域の道路整備

- ・住民の方同士の話し合いを通じ、日常生活に必要な機能・サービスを集約化することにより維持・強化し、地域住民の移動手段を確保する交通対策の検討を進める中で、そのために必要となる道路整備についても地域と一緒に進めていきます。



(4) 地域産業の振興

※先進事例は、資料2（P55）参照

- ・ 少子化や若年層を中心とした都市部への人口流出など、中山間地域の急激な人口の減少は、域内経済の縮小や産業の担い手不足など、地域産業の事業環境を悪化させ、結果として雇用の場の減少や商業の衰退、更なる人口減少を招いています。
- ・ 一方、中山間地域には豊かな自然環境や地域固有の資源が受け継がれており、持続的に地域経済を維持・拡大していくためには、これらの資源を有効に活用し、圏域外の市場から外貨を獲得する産業の育成と、その収益を圏域内の経済活動で循環させていく仕組みづくりの両方が必要であり、県・市町村・県民の総力を結集し地域産業の振興に取り組みます。

ア 中山間地域の特性を活かした産業の振興

【取組の方向性】

- ・ 中山間地域には、豊かな自然環境や地域資源があり、これらを効果的に活用した地域の産業を興し、その収入が地域内での消費活動につながるような経済の好循環の形成が求められています。（図1（P30）参照）
- ・ 単体の事業では収益性や雇用力が十分でない場合においても、事業の複合化（合わせ技）や多様な経済主体の参画を通じて、一定の雇用に結び付けることが可能になるケースも見られることから、こうした方向性の追求も含め、地域の特性を活かした産業振興に取り組みます。（図2（P31）参照）
- ・ 中山間地域には、豊かな自然環境や地域資源と共に、鳥獣被害や耕作放棄地、空き家といった多岐にわたる課題があり、その課題に対し、ビジネスの手法を用いて解決する取組み、いわゆるコミュニティビジネスの振興についても取り組んでいきます。

【推進方法】

① 地域資源を活用した産業振興、起業支援

- ・ 民間専門家等の派遣による支援を、複合的な事業展開を行う事業者重点化することにより、地域資源を活かしたコミュニティビジネスなどの事業化に向けた取組みを強化します。
- ・ 中山間地域の基幹産業である農林水産業で地産地消を進め、食糧や木質系燃料の地域経済循環による所得と雇用の創出に向けて、障壁解消を図る中山間地域研究センターの研究成果を活用した取組みを進めます。
- ・ 中間支援組織のバックアップ機能の強化やビジネスプランコンテスト等により、UIターン者や地域おこし協力隊等による起業を進めます。

② 都市との交流産業の推進

- ・ 中山間地域の自然環境や歴史文化遺産、農家レストラン、産直施設、農林漁業体験プログラム等の地域資源を活かした着地型観光を推進します。
- ・ 農山漁村での体験や農家民泊などにより来訪者が地域住民との交流を楽しみ、これをUIターンの契機とする「しまね田舎ツーリズム」を推進します。

● 図1 域内調達の仕事強化による経済の好循環づくり（イメージ図）

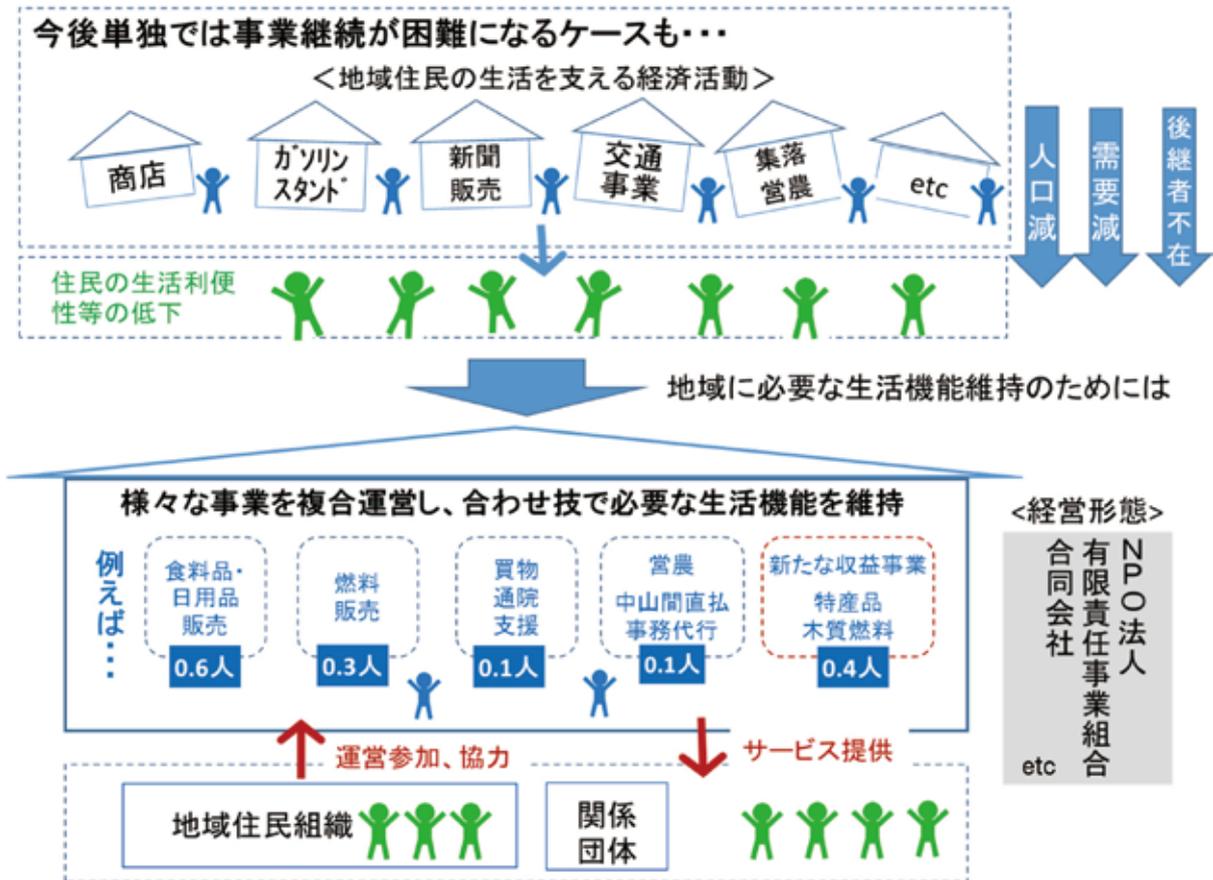


(解説)

- ・ 地域資源を活用した農産物、加工品、木質燃料等の製造に取り組む生産組織が育ち、生産者と利用者を結ぶ産直市等の販売拠点を通して地元消費をすることにより、地域資源の利用と供給が安定し、地域で稼いだお金が地域内で循環することで、所得の創出と併せて、担い手の確保と地域産業の振興につながります。



●図2 事業の複合化（合わせ技）による生活機能維持（イメージ図）



(解説)

- ・人口減に伴う購買層の減少等により、中山間地域の商店やガソリンスタンド等の事業継続が困難となり生活機能の維持に支障が生じる場合があります。
- ・その場合、単独では事業の継続が困難な分野について横断した事業組織を立ち上げるなど、複合的に運営することにより生活機能の維持が可能になるケースも見られ、更には新たな収益事業の主体としての活動も期待されます。



イ 農林水産業の振興

【取組の方向性】

- ・ 中山間地域においては、一つの事業や組織で生み出す利益は小さくても、地域資源を活かした多種多様な仕事の創出、多様な主体や広域での連携により収益性を高めることが可能であり、それらの組み合わせなどにより、農林水産業の振興に取り組みます。
- ・ 大きな課題となっている農林漁業の担い手不足について、就業相談会や技術研修などの支援を推進します。

【推進方法】

① 中山間地域の維持・発展のための仕組みづくり

- ・ 集落営農組織の法人化、多世代が参画し地域資源を活用した「小さな起業」を進めます。
- ・ 個々の集落営農の取組みを将来的に継続・発展させるため、「小さな拠点づくり」と連携し、集落単位を越えた広域連携を進めます。

② 地域の資源を活かした多様なものづくり

- ・ 有機農産物や特別栽培農産物、中山間地域の特色ある農畜産物の生産・流通・販売の推進、生産施設等の整備や基盤づくりなどの取組みを支援します。
- ・ 遊休農地や里山を活用した集落放牧など、地域ぐるみでの畜産の振興を推進します。
- ・ 中山間地域の重要な就労の場である林業を成長産業化するため、原木の増産や出荷、木質バイオマスの安定供給、伐採後の再造林、苗木生産などを総合的に支援します。
- ・ 高品質・高付加価値の木材製品の製造と販路拡大、きのこのブランド力を高めるための施設整備や新品種の導入などに取り組みます。
- ・ 県内8地域で策定された「浜の活力再生プラン」を推進し、漁獲物の高鮮度化やブランド化など、所得向上につながる取組みを支援するとともに、漁場環境の保全や水産資源の保護・培養を図ることにより、持続的な漁業の振興を推進していきます。
- ・ 農林水産物の付加価値向上や、有利な販売を行うため、農林水産業者と商工業者等、多様な事業者の連携による6次産業化の拡大や、県産品の地産地消、県内外への流通・販売体制づくりに取り組みます。

③ 農林漁業の担い手の育成・確保

- ・ 県外での就業相談会の開催によるU I ターン者の確保や、就業前・就業時・就業後など各段階でのきめ細かな支援を展開し、新規就業・定着を図ります。
- ・ 農畜産業では、新規就農者や半農半X実践者、農業参入企業といった多様な担い手を確保するとともに認定農業者、集落営農組織の育成を進めます。
- ・ 林業では、林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる技術者を育成します。
- ・ 水産業では、漁業経営体の体質強化や水産高校との連携した取組みを進めます。

ウ 商工業の振興

【取組の方向性】

- ・中山間地域における中小企業・小規模企業は、雇用の場の創出など、域内経済の発展に寄与し、地域社会を支え、住民生活に大きく影響を与えるものとなっています。
- ・こうしたことから、企業、商工団体、市町村などの相互の連携を強化し、競争力のある特徴的な企業の育成、自然や農林水産物を活用した観光振興など、地域の強みを活かした取組みを推進します。
- ・また、技術革新、地域資源の活用、農商工連携などにより、更なる競争力強化を図るとともに、安定した雇用の場の維持・確保のため、経営改善や事業の安定化、円滑な事業承継などの取組みを支援します。

【推進方法】

① ものづくり・IT産業の振興

- ・地域資源や地域産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーション（経営・技術革新）を促進し、地域産業の競争力強化に向けた取組みを支援します。
- ・生産現場や医療・福祉サービスのプロセス改善や災害情報の伝達など、中山間地域において、ITシステムを活用した地域課題解決の取組みや、ITサービスを活用した地域資源の生産・販売拡大、個性化など、新たな価値の創造・拡大を支援します。
- ・食品製造、飲料品製造などの食品産業については、地域資源を活かした商品づくりから販路拡大・情報発信までを総合的に支援します。

② 新産業・新事業の創出

- ・産学官連携や各地域における異業種、異分野連携による、新技術・製品・サービス等の創出を支援します。
- ・市町村、商工団体、金融機関、NPO法人等との連携を強化し、中山間地域の起業、創業を促進します。
- ・医療、福祉、農商工、IT等多様な分野の連携による、健康増進を目的とした旅行商品や、高齢者の生活支援サービスなど、地域資源を活かしたヘルスケアビジネスの創出を支援します。

③ 中小企業・小規模企業支援

- ・中小企業・小規模企業に対して支援団体等と連携しながら事業承継に関する啓発活動を進め、相談対応やアドバイザーの派遣など、計画的な事業承継の促進に向けた支援を強化します。
- ・中小企業・小規模企業の人材育成等の体制整備や新商品開発・販路開拓など、事業承継を契機とした新たな取組みを支援します。
- ・地域の商業機能の維持・活性化のため、小売店等の開店や移動販売事業の取組みなどを、市町村と連携して支援します。

④ 観光振興

- ・中山間地域における豊かな自然や文化・伝統など、地域資源を活用した観光振興に取り組みます。
- ・農林水産業の魅力を活かし、農山漁村での昔ながらの暮らしを体験しながら古民家等に宿泊する民泊を積極的に受け入れ、交流人口の拡大を図ります。
- ・石見銀山、石見神楽、温泉、食などの地域資源を活用した着地型観光商品の造成や観光地づくりを進め、それらに取り組む人材・組織を育成します。
- ・隠岐ユネスコ世界ジオパークの自然景観や文化歴史的資産を活用した魅力づくりや専門家の指導による宿泊、食事、土産品などの魅力向上を促進します。
- ・たたら製鉄の遺構などテーマ性ストーリー性をもった観光商品の開発や豊かな自然環境を活かした体験型観光の推進に取り組みます。

⑤ 企業誘致

- ・中山間地域等における一層の雇用創出に向け、企業立地助成制度の対象業種を拡大し、雇用助成を拡充して企業立地を促進します。
- ・市町村と協調して、中山間地域等の中小企業の設備投資や県外IT技術者等の開業を支援します。

⑥ 中山間地域での資格取得促進

- ・島根県育英会等の奨学金を受給している若者等が中山間地域で地域住民の生活維持に必要な業種に就職し、実務を通じて業種に関連する国家資格を取得した場合に、奨学金の償還の一部又は全額を免除します。

⑦ 建設産業の経営基盤強化の支援

- ・中山間地域において災害緊急対応等に不可欠な建設産業の経営基盤強化のため、事業者の農業、介護・福祉分野等での経営の多角化を支援します。

2. 新しい人の流れづくり

島根に住み続ける人々が、誇りを持って安心して暮らすことができる定住条件を確保するとともに、若い世代を中心に、島根に帰りたい、島根で新しく暮らしはじめたいという希望をかなえることができる環境を整備します。

これまでの移住・定住施策をさらに強化するとともに、「しまね田舎ツーリズム」をはじめとした地域の魅力向上につながる県民の取組みを推進します。

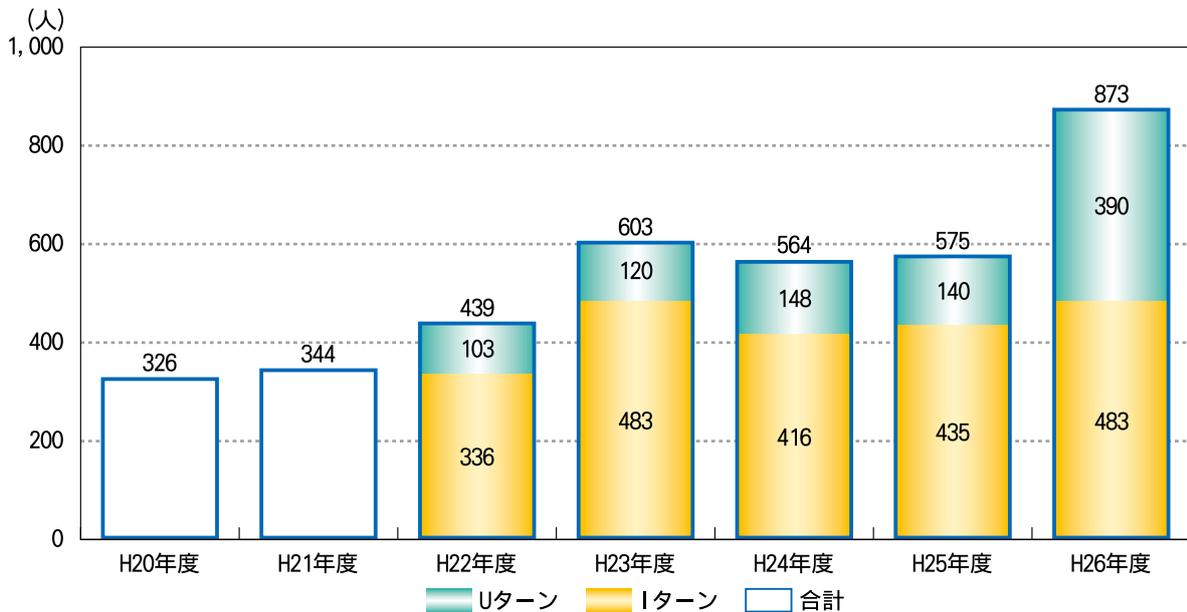
また、子どもの頃からの地域全体での「ふるさと教育」により島根への誇りと愛着を高め、中山間地域における高校の魅力化・活性化の取組みをはじめ、教育の魅力化による児童・生徒等の流入、地元就職に向けた取組みを進めます。

島根県では、平成4年を「定住元年」と位置づけ、「ふるさと島根定住財団」を設置し、先進的な定住施策を推進してきました。

同財団の経験とノウハウの蓄積、全市町村への定住支援員の配置、各種支援制度などを活かし、県・市町村・関係機関と一体的な取組みを行っています。

地方での暮らしへの関心が高まっている中、島根県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきており、中山間地域においても、この流れを一層大きく強いものとする必要があります。

● U I ターン者数の推移（島根県）

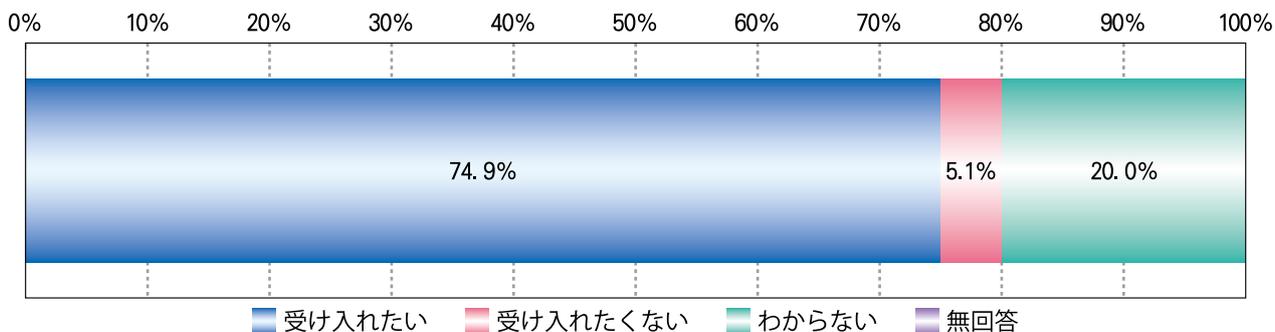


資料：しまね暮らし推進課調査（市町村等の支援を受けて、県外から島根県に転入した者を集計）

一方で、中山間地域におけるU I ターンに関する動きを見てみると、7割以上の集落で「U I ターン者」を受け入れたいという前向きな思いを持っているものの、実際に具体的な行動を起こしている集落は2割弱に留まっています。地域からは、「移住者を受け入れるにあたって地域側で何をすべきか分からない。」、「何から始めていいのかわからない。」という声がよく聞かれます。

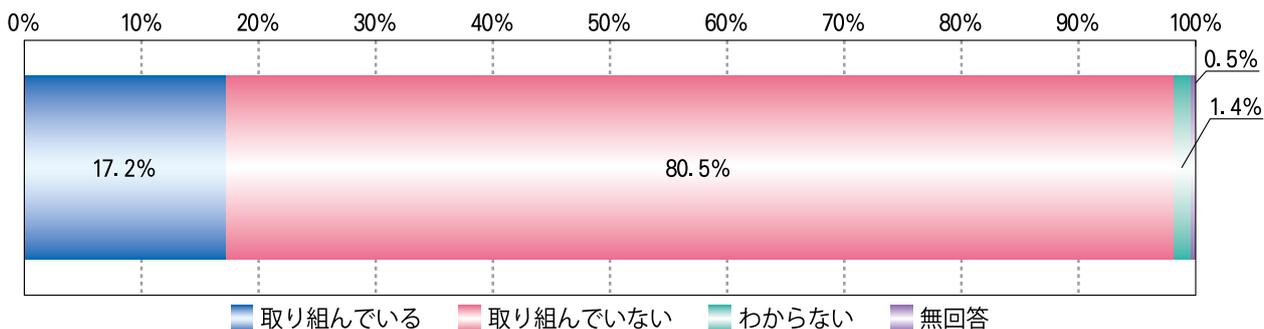
● U I ターン者受入れへの思い

(回答数295集落)



● U I ターン促進に向けた取組みの有無

(回答数220集落)



資料：平成26年しまね暮らし推進課調査

今後は、公民館活動との連携や現場支援などを通じ、地域の動きに積極的に加わり、関係者の機運醸成や地域での話し合いなどをサポートし、中山間地域で住民主導による移住者の受入れに向けての環境整備に取り組めます。

また、県内で移住の受入れが進んでいる地域をみると、

- ・よそ者を受け入れる寛容さ
- ・若者の意見も取り入れる柔軟性
- ・多様性と個性を尊重する人権感覚
- ・地域を残したいという熱い思いを持った人々の存在

といった地域が移住者に選択される傾向がうかがわれます。

こうしたことから、県内各地域で開催している研修会や意見交換会等の機会を利用し、県全体で移住者を受け入れる風土づくりについても取り組んでいきます。

(1) 移住・定住対策

【取組の方向性】

- ・中山間地域において、市町村、ふるさと島根定住財団、県の関係部局・教育委員会、関係機関が一丸となり、「オールしまね」での受入れ体制強化と、「定住のプロセス」に応じたきめ細やかなサポートを実施します。

●定住のプロセス

段 階	目 的
1 情 報 発 信	U I ターン希望者に島根への関心を持ってもらう
2 相 談 ・ 誘 致	U I ターン希望者の掘り起こしと相談対応を行う
3 体 験 ・ 交 流	U I ターンへ誘導するための体験・滞在メニューを提供する
4 受 入 れ	U I ターンを決断した人に、仕事・住居等の支援を行う
5 フォローアップ	U I ターン後の「地域定着」を支援する

【推進方法】

① 県・市町村・ふるさと島根定住財団の連携

〔情報発信〕

- ・民間情報サイトよりきめ細かい県内求人情報を容易に検索できるよう、ポータルサイト（くらしまねっと）を改修し、U I ターン希望者に対する利便性の向上を図ります。
- ・専門情報誌でのPRを強化し、U I ターン希望者に対して、常に新しくきめ細かな情報の提供を進めます。

〔相談・誘致〕

- ・都市圏における「しまねU I ターンフェア」や小規模な相談会の開催により、U I ターン希望者が積極的な情報収集や相談ができる機会を確保します。
- ・ふるさと回帰支援センター等が主催する全国規模のフェア等に出展し、島根の魅力と優位性をアピールします。
- ・都市圏に定住アドバイザーを配置し、U I ターン希望者に対してのポータル（玄関）を確保します。
- ・都市圏において、島根県で起業を考える人材を対象とした専門セミナー等を開催し、起業を志す人材のネットワークによるU I ターンを推進します。

〔体験・交流〕

- ・農林漁業や伝統工芸、地域づくり活動等の長期体験を通じたU I ターンを進めるため体験先のマッチング、体験中のサポート、滞在費の助成など、関係機関、市町村等と連携して支援します。

- ・IT・建設・介護等の人材不足分野における人材確保・定着を図るため、UIターン希望者に県内事業所等で就業体験できる機会を提供します。
- ・市街地に滞在しながら「しまね暮らし」を試してみたいUIターン希望者を対象とした県内市街地の空き家の短期貸出を実施します。

〔受入れ〕

「仕事の確保」

- ・定住情報と求人情報などをパッケージにして提供し、きめ細かな就職あっせん、就業相談や企業体験事業などを通じて、UIターン希望者の円滑な就職を支援します。
- ・マルチワーカーやシングルペアレントの介護事業への誘導など、移住と地域の活性化を図る市町村の独自性と特色を活かした取組みを支援します。
- ・新規学卒者の県内での就職を促進するため、企業が行う地域の実情を踏まえた雇用創出の取組みを支援します。
- ・事業主の高齢化により後継者不足にある個人商店や零細事業所について、UIターン者による事業承継を図り、地域の生活機能の確保につなげます。

「住居の確保」

- ・県外からの移住者や、県内に定着・回帰した若者が安心して暮らし続けることができるよう、良質で多様な住宅を供給します。
- ・市町村やふるさと島根定住財団と連携して、空き家バンクの充実や、空き家情報の提供を強化します。

〔フォローアップ（定着支援）〕

- ・情報発信からフォローアップまで受け持つ「ワン・ストップ・パーソン」として、各市町村における定住支援員の配置を支援します。



② 中山間地域における取組み支援

- ・「しまねの郷づくりカルテ」等を活用し、移住者受入れに向けての機運醸成や風土づくりに取り組みます。
- ・ワークショップ等の開催に積極的に加わり、移住者受入れのために地域、行政双方が出来ることを整理（棚卸し）し、どのくらいの移住者が必要なのか、どのような人物が必要なのかといった移住者受入れに関する諸条件を地域と一緒に考え、受入れに向けた体制構築を行います。
- ・実際に受入れを希望される地域については、仕事・住まい・生活環境等が一目で分かる「定住パッケージ（地域の求人票）」を作成し、ホームページ等での情報発信を行います。
- ・U I ターンフェア、就農相談会等に参加を促し、求める人材を地域自らが選び、スムーズな受入れを促進します。
- ・移住後は定住に向け地域全体でのフォローアップが出来るようにサポートします。

● 移住者受入れに向けた地域の取組みステップ

段 階	内 容
1 機 運 醸 成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実態把握、理解、議論 ・ 「しまねの郷づくりカルテ」等を活用
2 受 入 れ 条 件 整 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政等も加わりワークショップ等を開催 ・ 地域、行政で出来ることなどを整理（棚卸し） ・ 移住者受入に向けた体制構築
3 情 報 発 信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者がイメージしやすい「仕事・住まい・生活環境等」がセットになった定住パッケージ（地域の求人票）を作成 ・ ホームページ等で求人票を情報発信「ここで一緒に暮らそう！」
4 受 入 れ 開 始	<ul style="list-style-type: none"> ・ U I ターンフェア等に参加し直接面接 ・ 歓迎会等に合わせ、地域のしきたり、風習等を教示
5 定 着 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で暮らしていくための相談対応 ・ 仲間意識の醸成

● 地域でつくる定住パッケージ（地域の求人票）の例

奥出雲町 温泉ソムリエ 募

奥出雲町観光振興課 奥出雲町観光センター

「おたのしみ」のひとへに
お出掛けする町、奥出雲町。

奥出雲町観光振興課 奥出雲町観光センター

奥出雲町おやすみ定住プラン
温泉ソムリエ
奥出雲温泉旅館で、
笑顔で接客・フロントマン

仕事
WORLD
住まい
HOUSE

こんな方求めています！

奥出雲町観光振興課
tel.0854-84-2524

地域の農業を盛り上げ、地域を元気に
耕すひと募集

農業も人も、
コウキが必要なんだ。

伊予市 耕すひと募集

伊予市農業センター

伊予市おやすみ定住プラン
耕すひと

農業のプロたちから学び、地域の農業を担うという生き方

仕事
住まい
特徴

こんな方求めています！

伊予市農業センター
tel.0855-52-2501

美郷町おやすみ定住プラン
地域貢献者や文士を
求む！介護職

美郷町

美郷町福祉センター

美郷町おやすみ定住プラン
介護職定住プラン

介護現場ではまだ人が足りていません！

仕事
住まい
特徴

こんな方求めています！

美郷町福祉センター
tel.0853-75-1212

第1章
計画の策定に当たって

第2章
中山間地域対策の方向性

第3章
計画の基本目標と推進体制

第4章
住民と体となつて取り組む重点施策

資料編

(2)「しまね田舎ツーリズム」の推進と地域の魅力向上

【取組の方向性】

- ・中山間地域に住む人々が地域の暮らしや魅力を再発見し、積極的に発信することを通じて、交流を生み出し、これをU I ターンの契機としたり、将来的には地域で「稼ぐ力」の意欲喚起にも結び付けていくための理念として、「しまね田舎ツーリズム」を推進します。

<しまね田舎ツーリズムの目的>

- 農山漁村の活性化 … 住民の自らの地域の価値の再発見
- 地域経済の活性化 … 地域資源を生かした多様な体験交流
- 農山漁村への移住 … 都市住民の農山漁村の価値理解

- ・また、「しまね田舎ツーリズム」の実践者や、地域の課題解決や活性化に自主的に取り組む担い手を育成し、その活動を支援することにより、地域の魅力と活力を増進させていきます。

【推進方法】

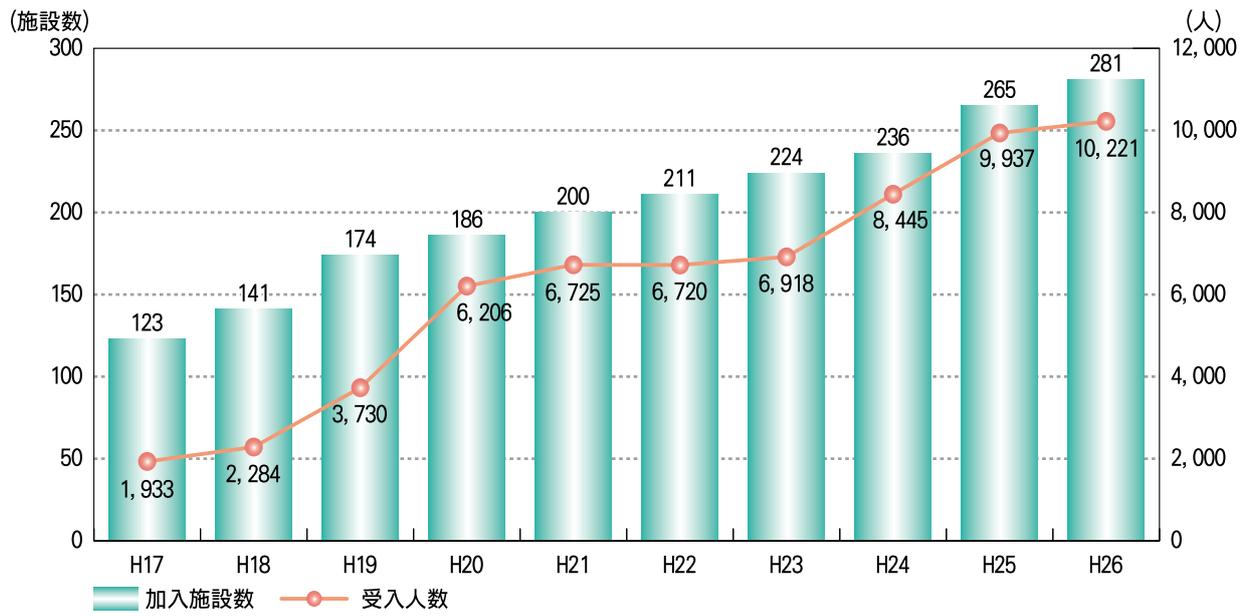
① 体験内容の充実と受入れの拡大

- ・提供されている体験プログラムの満足度向上のための研修や、新たな体験プログラムの開発を行います。
- ・旅行会社との連携やホームページでの情報発信の充実により、体験者の受入れの更なる拡大を図ります。
- ・また、学校をはじめとする団体受け入れを視野に、各地域の実践者によって組織される協議会の増加を目指します。

②実践者の確保・育成

- ・「しまね田舎ツーリズム」の実践者の高齢化が課題となっていることから、セミナーや交流会などを実施することにより、新規実践者の掘り起こしを行います。
- ・「しまね田舎ツーリズム」の実践者をはじめ、地域づくり団体、N P O 法人等を対象とした事業運営、リスクマネジメント等に関するセミナー、専門家等の派遣等を行います。
- ・地域づくりに関連した助成制度を持つ関係機関と連携した合同説明会の開催や、制度の効率的運用と地域づくり団体等のフォローを行います。

●しまね田舎ツーリズム 加入施設数・体験者数



資料：しまね暮らし推進課調査



第1章
計画の策定に当たって

第2章
中山間地域対策の方向性

第3章
計画の基本目標と推進体制

第4章
住民と体となつて取り組む重点施策

資料編

(3) 次代を担う人づくり

【取組の方向性】

- ・中山間地域の人口減少が進む中、子どもの世代から地元への愛着を高め、地域を担う人材を育成していくことが重要となります。
- ・しかしながら、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化しており、未来を担う子どもたちを育むためには、家庭教育を基本にして、学校と地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。
- ・このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる仕組みづくりを進め、ふるさと教育や子ども読書活動の推進、高校等の魅力化・活性化、小中学校の少人数学級編成など、島根で健やかに成長し、個性を伸ばせる魅力的な教育環境を整えていきます。
- ・こうした地道な取組みにより、地域で生業・継業・事業を創り出せる人材を育成し、「仕事が無いから帰れない」から「仕事をつくりたい」といった好循環を形成し、次代を担う子どもたちの地元定着や県外に転出した若者の県内就職・起業の促進を図ります。

【推進方法】

① ふるさと教育・子ども読書活動の推進、家庭教育支援、地域力の醸成

- ・従来の小中学生を中心とした「ふるさと教育」を、就学前の子どもから高校生、大人までに広げます。
- ・地域を担うひとつの拠点である公民館や小学校等において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動を支援します。
- ・人のいる図書館を目指して、県内全ての公立学校図書館に学校司書等を配置し、子ども読書活動を推進します。
- ・家庭教育支援員の組織化による相談対応や親学プログラムを活用した保護者への学習機会の提供など、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援を行います。

② 小・中学校での教育の充実

- ・生活・学習の両面においてきめ細かな指導により、個性・能力を伸ばすため、小・中学校における少人数学級編成を推進します。
- ・市町村が行う小・中学校の教育魅力化・活性化や教育移住については、県全体として教育魅力化の情報発信を行うなど、市町村と連携した取組みを進めます。

③ 高校等の魅力化・活性化、県外募集の促進

- ・中山間地域における高校と町村が連携して実施する高校の魅力化・活性化の取組みを支援し、高校を「核」として地域の活性化を図ります。
- ・中山間地域の高校への県外からの入学者は着実に増加していることから、それ以外の高校においても、高校入試の県外入学生上限枠撤廃の対象校を拡大します。
- ・私立学校の教育環境・教育水準の維持向上のため、魅力と特色ある学校づくりを進めます。

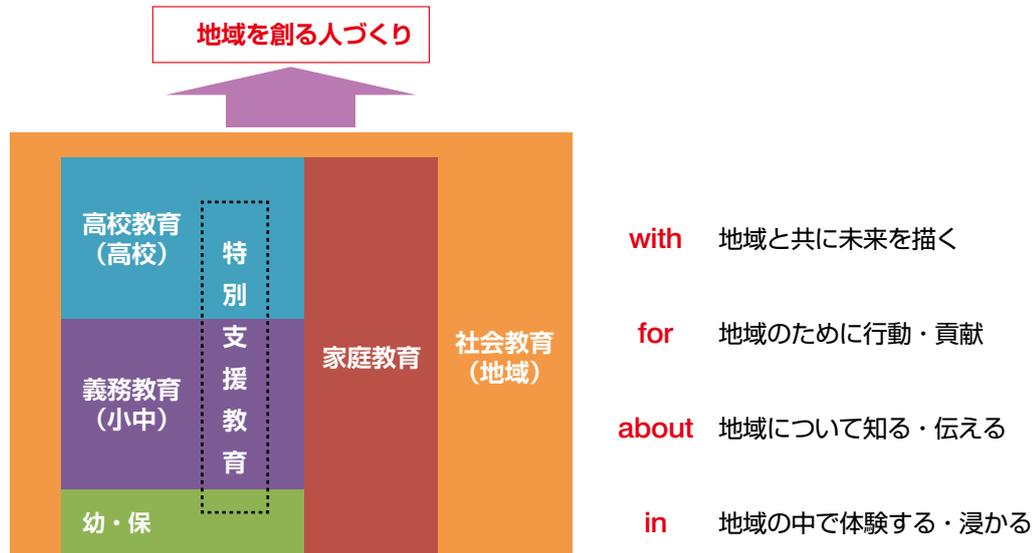
④ 卒業後の県内就職の促進

- ・ 地元企業等と連携した課題研究や、県内の企業見学・インターンシップにより、県内企業への関心や理解をさらに促進します。
- ・ 地域を理解し、地域を愛する子どもの育成をめざして、小・中・高等学校と地域が一体となって取り組むキャリア教育を推進します。



●志を果たしに還る人づくり（イメージ）

高校を卒業するまでに、地域ぐるみ（学校・家庭・地域の連携）で、以下のような展開を意識した教育を行っていく必要があります。



in とは…

地域の「中」に全身でどっぷり浸り、五感を使って地域を体験することです。外遊び、自然体験、地産地消の食育などはその代表例で、就学前（幼保）から小学校低学年までに行うことが重要です。

味覚の形成期にしっかり地域のものや旬のものを味わい、地元の食材の良さがわかる確かな舌をつくること、神楽の音やリズム、森や土の香りなどに浸り、地域での「原体験」や「原風景」を深く多く持つことが愛着や郷土愛の土台となります。

about とは…

地域に「ついて」知る、調べる、考える、伝える学習です。

地域のひと、もの、ことと触れながら地域の歴史や文化、現在の課題、未来の姿などを調べ、考え、できれば地域外の人にも伝えることを通して、誇りや愛着を育みます。

for とは…

自分を育ててもらった、自分が暮らしている地域の「ために」、行動、実践、貢献することです。地域行事や地域ボランティア等への参加、地域の課題を発見し解決に向けた提

案、課題解決への実践、地域の一員として地域の計画づくりへの参画などが行われます。

子どもを「お客さん扱い」しない、地域の一員としての参画や貢献の機会をつくること、そして、自分たちも地域の役に立てる、地域を守り、創っていく一員だという自覚や当事者意識を醸成することが必要です。

中学生は《about》だけでなく、《for》への意識も求められます。

with とは…

地域と「ともに」自分の未来を描き・デザインしていくことです。地域のことと、自分の未来を切り離して考えるのではなく、つなげて考えてみる必要があります。

高校で今後の自分の進路や生き方・働き方・暮らし方を考える時期には、自分という「個」の未来だけでなく、「地域」の未来を考えていくことが必要となり、

- ・地域で働く、暮らす価値や可能性も検討したうえで選択
 - ・地域に帰ってこなくても地域への貢献や恩返しの仕方は多様
- そんな選択肢も含めて検討する機会をつくる必要があります。

現在、県外から中山間地域へ学びにくる「しまね留学」の子ども数も増えています。こうした地域外から来た子どもたちとの交流や協働を通して、地元の子どもの地域の魅力の再発見や誇りの醸成が促進されます。

また、こうした子どもに対する教育が、親世代の地域活動への参加を促し、全世代での地域づくりに向けた取組や子育て世帯の教育移住へと発展させることができます。



3. 多面的機能の維持・保全・発揮

中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもあり、そこで農林漁業や地域活動等が行われることによって、国土の保全、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的な機能が保たれています。

過疎化・高齢化が進行する中であっても、農山漁村の多面的機能が維持・発揮できるよう、農林漁業や地域活動を支援し、広域的な連携を進めていきます。

(1) 多面的機能を支える活動

① 日本型直接支払制度

- ・洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（多面的機能）がある農業・農村において、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの共同で取り組む地域活動を推進していきます。
- ・農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、農業生産活動を行うことができるよう支援します。

② 水と緑の森づくり

- ・木材の生産、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を持つ森林において、その機能を維持するため荒廃森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐための住民・企業による取組みを推進します。

③ 水産多面的機能発揮対策

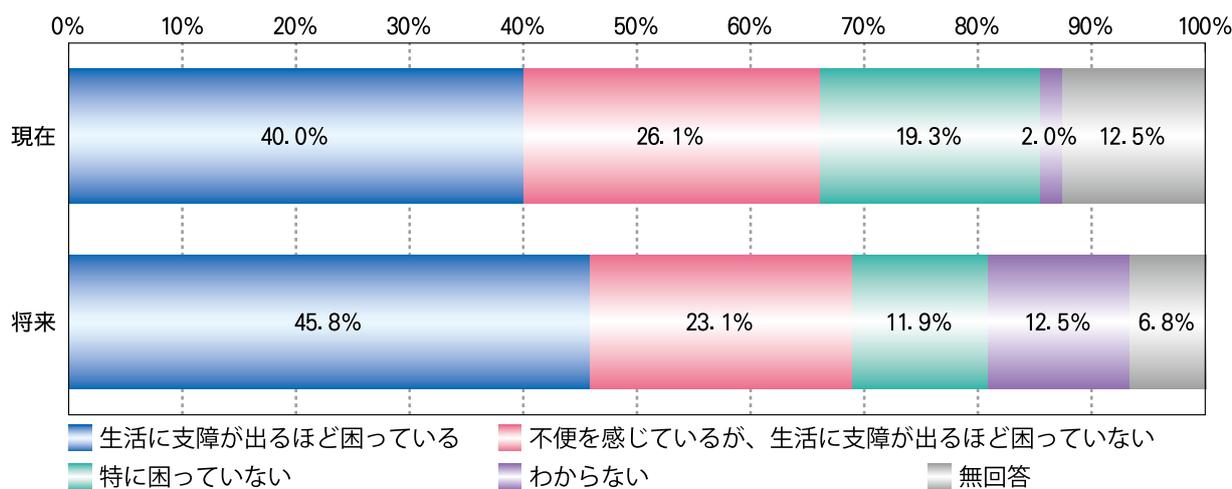
- ・藻場やヨシ帯の保全といった環境・生態系の維持・回復や海域の監視等による海の安全確保など、漁業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。
- ・漁業者等を主体としたグループが、活動計画を盛り込んだ取決め（協定）を市町村と締結し、多面的機能の発揮に資する様々な活動を実施できるよう支援します。

(2) 鳥獣被害対策の推進

- ・住民の方々が、中山間地域に住む上で最も生活に支障が出ていると感じているのが、鳥獣被害です。
- ・鳥獣被害を防止するため、電気柵等の侵入防止柵の設置・管理、放置された果樹や野菜くずの除去、有害鳥獣の追い払いや駆除等、地域ぐるみで鳥獣被害対策を推進します。

● 集落で生活するうえでの鳥獣被害への危機感

(回答数295集落)



資料：平成26年しまね暮らし推進課調査

(3) 伝統文化・芸能の継承

- ・ 地域がより個性的で魅力あふれるものとなるため、地域の豊かな歴史、伝統文化を活かした活動が継続的に展開され、喜びと生きがいを持って、心豊かにいきいきと暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。
- ・ 地域に伝わる伝統文化、伝統芸能を保存、継承するため、住民が主体となった保存継承活動を支援し、その魅力を後継者育成、イベント等を通じて情報発信し、地域の活性化に活かします。



第1章
計画の策定に当たって

第2章
中山間地域対策の方向性

第3章
計画の基本目標と推進体制

第4章
住民と体となつて取り組む重点施策

資料編

- ・「資料編」では、島根県の中山間地域のデータを掲載していますが、市町村合併による統計データの範囲の変更などにより、正確なデータを抽出できない場合があります。
- ・可能な限り正確に中山間地域の状況を把握するため、統計ごとに2タイプに分けて集計し、「中山間地域」のデータとして集計しています。

タイプA…「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づく中山間地域全体で集計
 タイプB…辺地を除く中山間地域で集計

資料1 中山間地域の現状

◆集落の状況【高齢化率と世帯状況】

平成16年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **67集落 (1.91%)**
 高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **401集落 (11.45%)**

90%	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	
80%	7	17	5	1	0	0	0	0	0	0	
70%	6	16	12	5	2	0	0	0	0	0	
60%	12	41	34	21	6	3	2	1	1	4	
50%	7	58	72	64	42	21	20	5	4	13	
40%	7	79	118	140	91	76	30	28	23	50	
30%	15	75	179	203	179	119	99	86	59	213	
20%	10	47	108	125	93	78	59	43	49	186	
10%	4	13	13	12	8	15	10	7	8	60	
0%	26	32	17	9	11	10	8	7	6	35	合計
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	3,503

集計方法：タイプA 資料：平成16年 地域政策課調査

平成22年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **72集落 (2.16%)**
 高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **453集落 (13.59%)**

90%	6	12	3	0	0	1	0	0	2	1	
80%	4	18	5	1	0	0	0	0	0	1	
70%	2	30	16	4	1	0	0	0	0	3	
60%	12	31	35	27	14	11	4	2	3	3	
50%	8	51	93	95	42	38	18	11	7	23	
40%	5	65	104	122	110	87	56	46	30	135	
30%	3	57	132	144	123	120	112	68	75	339	
20%	5	34	55	53	47	44	33	31	26	195	
10%	3	11	8	8	7	11	2	7	8	71	
0%	8	16	13	6	13	6	5	3	7	27	合計
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	3,334

集計方法：タイプA 資料：平成22年 地域政策課調査

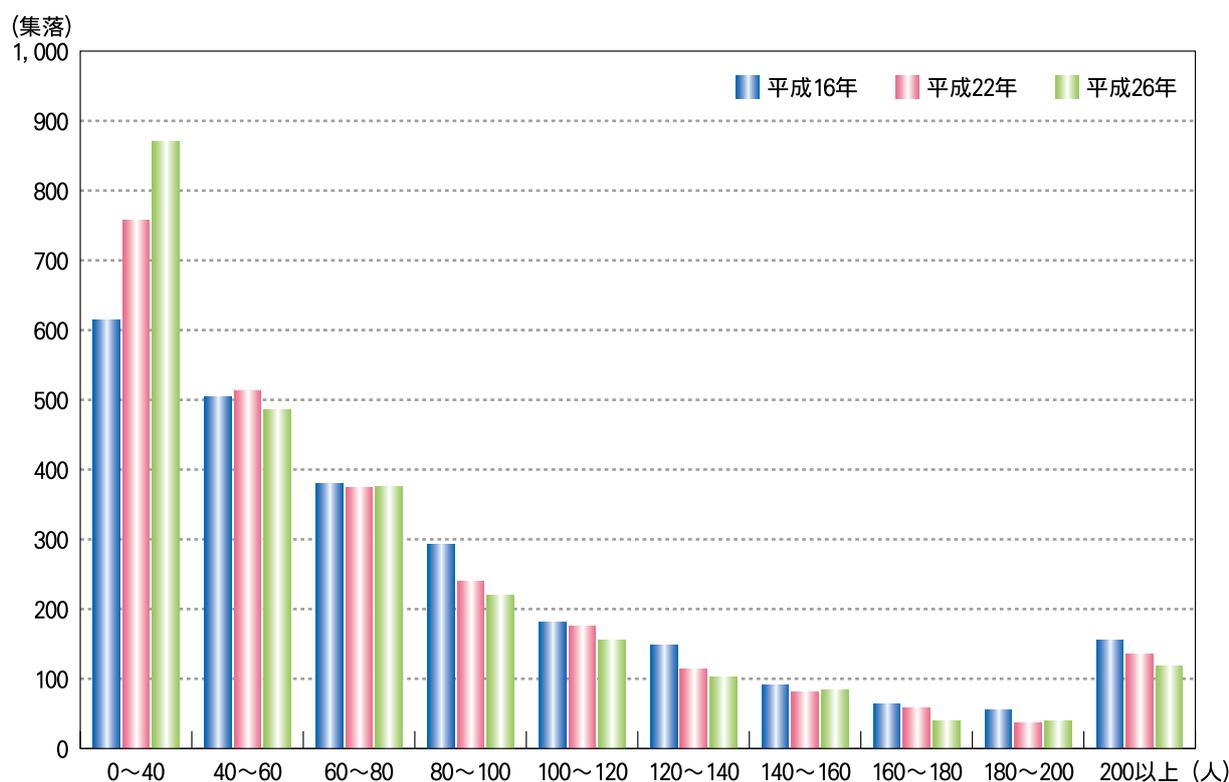
平成26年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **77集落 (2.29%)**
 高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **536集落 (15.97%)**

90%	11	18	4	1	0	2	0	1	1	10	
80%	6	12	11	3	0	0	0	0	0	2	
70%	3	27	21	9	4	1	0	0	0	0	
60%	18	35	57	32	18	13	4	4	1	11	
50%	13	62	97	96	71	41	15	24	11	30	
40%	6	59	123	139	125	104	84	58	36	202	
30%	10	55	105	115	126	88	78	75	62	313	
20%	6	26	34	35	29	26	18	25	11	169	
10%	2	12	9	5	9	3	4	2	5	54	
0%	16	14	15	7	9	11	4	2	3	28	合計
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	3,356

集計方法：タイプA 資料：平成26年 しまね暮らし推進課調査

【集落の人口規模の動向】



2,503集落の比較	H16	H22	H26
集落の平均人口	87.2人	79.4人	74.9人
集落の高齢化率	32.7%	35.2%	37.5%
小規模高齢化集落 (高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下)	278集落	394集落	459集落
上記集落のうち (高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下の集落)	40集落	58集落	64集落

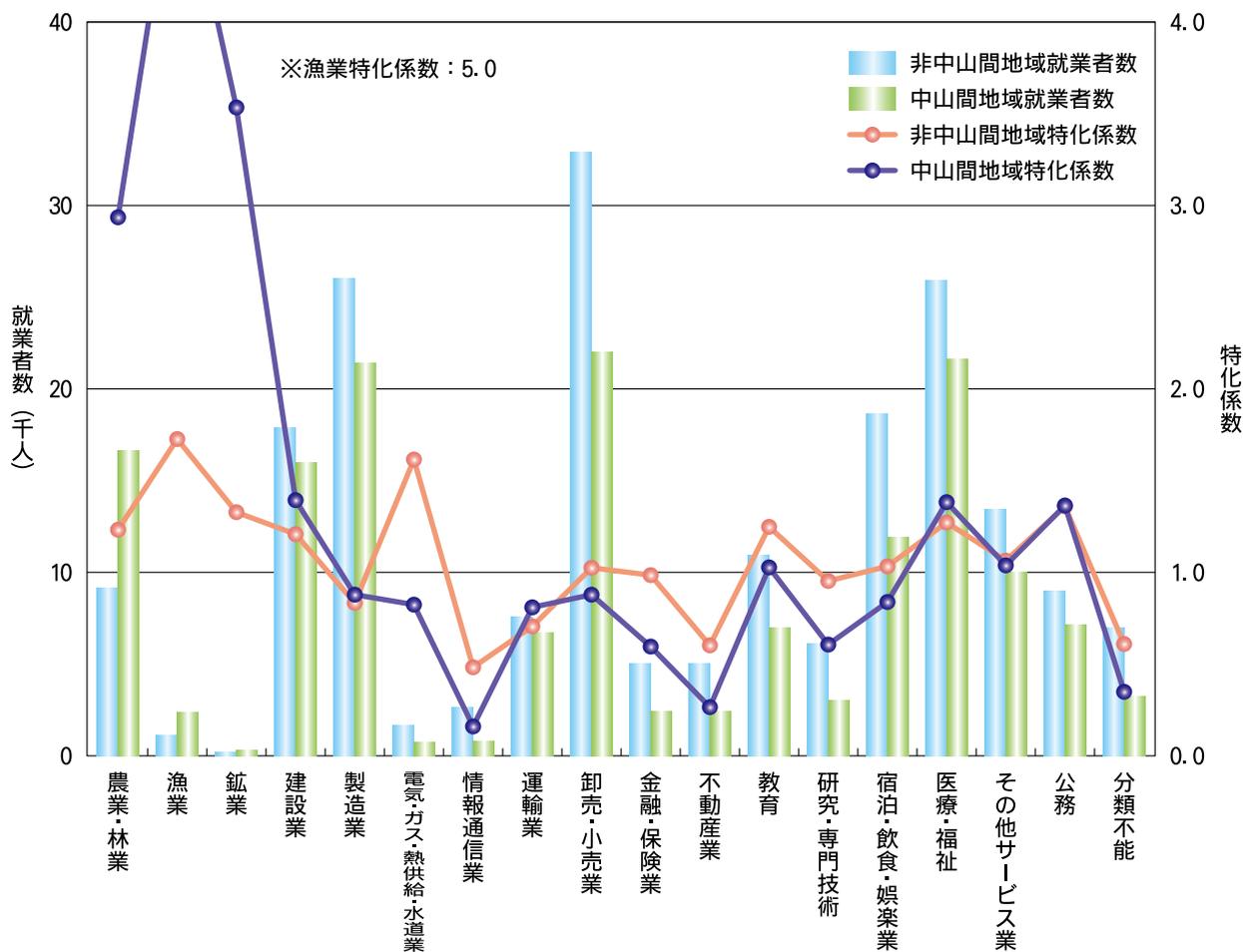
※比較可能な集落のみ抽出

集計方法：タイプA

資料：平成16年 地域政策課調査
平成22年 地域政策課調査
平成26年 しまね暮らし推進課調査

- ・ 中山間地域では、集落の人口規模の縮小が続いており、比較的人口規模が大きい集落においても高齢化が進んでいます。

◆産業別就業者数等の状況



[注] 特化係数＝中山間地域（非中山間地域）の当該産業の比率／全国の当該産業の比率
集計方法：タイプB

資料：国勢調査（H22）

- ・中山間地域では、農林漁業の就業者数が非中山間地域に比べて多く、就業者の割合も全国に比べてかなり高くなっています。
- ・また、中山間地域の情報通信業の就業者の割合は、特に全国に比べ非常に少ない状況です。

◆道路整備の状況

	全 体								
	延長 (km)	割合	改良率	幹線道路			生活関連道路		
				延長 (km)	割合	改良率	延長 (km)	割合	改良率
中山間地域	2,503.3	84%	61%	1,173.1	85%	82%	1,330.2	82%	42%
非中山間地域	494.0	16%	80%	199.1	15%	95%	294.9	18%	70%
県全体	2,997.3	—	64%	1,372.2	—	84%	1,625.1	—	47%

集計方法：タイプB

資料：平成26年4月時点 島根県道路建設課調査



中国5県概略図

- ・中山間地域の道路は非中山間地域に比べて未整備の割合が高く、特に生活関連道路の整備が進んでいない状況です。

◆携帯電話不感地域の状況

	不感地域世帯数	不感地域人口 (A)	全人口 (B)	(A) / (B)
中山間地域	512	1,224	325,229	0.38%
非中山間地域	0	0	392,168	0.00%
県全体	512	1,224	717,397	0.17%

集計方法：タイプB

資料：平成27年3月時点 島根県情報政策課調査

- ・非中山間地域では携帯電話の不感状況が解消されている一方で、中山間地域では依然不感地域が存在している状況です。

第1章
計画の策定に当たって

第2章
中山間地域対策の方向性

第3章
計画の基本目標と推進体制

第4章
住民と体となつて取り組む重点施策

資料編

資料2 「小さな拠点づくり」の先進事例

1. 生活機能の確保

廃校を活用した拠点施設での買い物支援（雲南市 波多地区）

【事業の概要】

- 旧波多小学校を地域の活動拠点の波多交流センターとして活用
- 地域唯一の商店閉鎖を受け、地域の買い物支援のため交流センターを改修し、「はたマーケット」を開設
- 生鮮食品や雑貨等を販売し、更に、喫茶コーナーの設置や買い物する方の自宅送迎等を実施



【実施主体】

- 波多コミュニティ協議会

【事業の効果】

- 買い物弱者への支援
- 高齢者が連れ添って交流センターへ集まることによるひきこもり防止、安否確認等の場としても活用

【県の支援】

- 地域づくり応援助成金（ふるさと島根定住財団）

高齢者への配食サービス（邑南町 羽須美地区）

【事業の概要】

- 独居高齢者等の在宅生活支援のため、栄養管理された弁当を配達し、併せて健康状態等を確認

【実施主体】

- 社会福祉法人 おおなん福祉会

【事業の効果】

- 配食による独居高齢者等の栄養管理と健康維持
- 併せて、独居高齢者等の安否確認

【県の支援】

- 住み続ける中山間地域生活サポート事業



2. 生活交通の確保

NPO法人による有償のデマンドバス運行（美郷町 別府地区）

【事業の概要】

- 事前登録した利用者から予約を受け、ドア・ツー・ドア（戸口から戸口へ）のデマンドバスを有償で運行
- 運行エリアは、別府地区等の地域内のみ

【実施主体】

- NPO法人^(注) 別府安心ネット

【事業の効果】

- 地域住民の移動手段を確保し、通院や買い物等の移動負担を軽減

【県の支援】

- 自治会等輸送活動支援モデル事業



(注) NPOとは、Non-Profit Organization の略で、「非営利組織」のことであり、このうち、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のもの利益の増進のために活動する組織として、特定非営利活動促進法により法人格を取得したものをNPO法人（特定非営利活動法人）といいます。

地域による自治会輸送（飯南町 谷地区）

【事業の概要】

- 飯南町が購入した車両を無償貸与し、自治会メンバーがボランティアで運転を行う
- 利用者は、燃料費相当を実費として負担
- 運行エリアは、地区内と赤名地区にある金融機関、開業医などの特定の場所

【実施主体】

- 谷自治振興会

【事業の効果】

- 高齢者の移動手段の確保
- 住民ニーズを踏まえて、運行範囲を延長し、利用者の利便性を向上

【県の支援】

- 自治会等輸送活動支援モデル事業



3. 地域産業の振興

多様な主体の連携による産業振興（邑南町 出羽地区）

【事業の概要】

- 出羽自治会が、定住に向けた環境づくりのための空き家を改修
- LLC出羽は、空き家所有者との条件交渉、定住希望者とのマッチング、情報発信、住宅管理業務等を受託し、賃貸住宅経営を展開

【実施主体】

- 出羽自治会、LLC出羽（農作業受託などの収益事業を担う合同会社^(注)）

【事業の効果】

- LLC出羽の設立により、収益事業、空き家対策等の実働部隊として、機動的な対応が可能

【県の支援】

- 中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援
- 地域づくり応援助成金（ふるさと島根定住財団）



(注) 会社形態の一つであり、株式会社と任意組合の特徴を併せ持ちます。

地域資源を活用した特産品開発（浜田市 美又地区）

【事業の概要】

- 黒米、黒大豆を活用した商品の改良（黒米焼酎のパッケージ改良、ミニボトル商品化など）
- 菓子店の技術協力を得て、おから加工品（惣菜・菓子など）の商品化

【実施主体】

- NPO法人美又ゆめエイト

【事業の効果】

- 商品の改良等に伴い、新たな販路・購買層の獲得を図り6次産業化を推進

【県の支援】

- 中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援



○島根県中山間地域活性化基本条例

平成11年3月12日
島根県条例第24号

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、中山間地域は県土の大部分を占めており、地域住民の生活の場として重要な位置を占めているのみならず、土砂流出や洪水の防止、水資源涵かん養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、県民生活を営む上で多面的かつ重要な機能を担っている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少が続き、急速に高齢化が進行している。今や中山間地域の有する公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。

わたしたちは、このような厳しい状況を克服し、誇りの持てる地域づくり、魅力ある雇用の場づくり、住みよい環境づくり、環境・資源の維持保全を実現して、豊かで住みよい中山間地域を形成することが、本県の均衡ある発展と県勢の振興を図る上において不可欠であると認識し、中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、中山間地域の活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。

(中山間地域)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域をいう。

(公益的機能の理解及び維持増進)

第3条 県民は、農林水産物の供給、豊かな自然環境の提供、水資源涵かん養、洪水防止等の国土保全、大気の浄化等の環境保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、その維持増進に努めなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、中山間地域の活性化を図るための計画を策定し、これに基づく総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 中山間地域を有する市町村は、当該市町村の自然的社会的諸条件に応じた中山間地域の

活性化に関する総合的な施策を策定し、計画的にこれを実施するものとする。

(報告)

第6条 知事は、中山間地域の活性化に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(政策形成機能の発揮)

第7条 県は、中山間地域が抱える社会経済的問題及び中山間地域における農林水産業の生産振興に関する調査研究を行うための機能を整備し、関係市町村、関係団体及び地域住民が、自主的に課題の解決に取り組むために必要な情報提供を行うとともに、県自らが広域的観点から中山間地域の活性化に資する政策の形成に取り組むものとする。

(定住環境の整備)

第8条 県は、中山間地域における定住環境の整備を図るため、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会生活基盤の整備その他の生活基盤の整備についての必要な施策を講ずるものとする。

(活力ある中山間地域の創造)

第9条 県は、活力ある中山間地域の創造に資するため、関係市町村と協力し、農林水産業の振興、総合的な保健・医療・福祉施策の推進、商工業の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域に対する支援)

第10条 県は、中山間地域の地域資源の活用、農地の保全その他の中山間地域の公益的機能の維持増進を図るため、中山間地域の活性化を図る事業に対して積極的な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、中山間地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

○島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

平成11年3月30日
島根県規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中山間地域)

第2条 条例第2条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同項に規定する過疎地域であった区域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地

2 前項に定める区域のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第71号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

○これまでの中山間地域活性化計画と対策

平成8年2月	「島根県中山間地域活性化基本構想」を策定〔～H22年度〕
平成10年4月	島根県中山間地域研究センターを開設
平成11年2月	議員提案により「島根県中山間地域活性化基本条例」を制定 「中山間地域活性化基金」を設置
平成11年度～ 平成13年度	中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業を実施 住民自らの話し合いに基づき「活性化プラン」を策定し、集落の維持・活性化に向けて自主的に取り組む集落を支援 対象集落数：1,374（集落要件：高齢化率35%以上）
平成13年2月	「島根県中山間地域活性化計画」を策定〔H13年度～H16年度〕
平成14年度～ 平成15年度	中山間地域元気な集落づくり事業を実施 高齢化が進行しつつある集落の維持・活性化に向けた基本計画となる「元気な集落づくり計画」を策定し、集落等が行う取組みを支援するため、「中山間地域集落活性化基金」を設置する市町村を支援 設置市町村：31市町村（市町村基金の総額：840百万円）
平成17年3月	「島根県中山間地域活性化計画」を延長〔～H19年度〕
平成17年度～ 平成20年度	中山間地域リーディング事業 中山間地域が抱えている諸課題のうち、早急に対応すべきテーマである「地域資源を活用した産業振興」と「コミュニティの形成」について、主体的・先導的な取組みを実施している市町村をリーディング地域として指定し、県職員が駐在する地域や市町村と一体となりながら、必要とされる施策を各部局連携のもと、柔軟かつ機動的に実施 指定地域：益田市匹見町、海士町、美郷町、飯南町、川本町、吉賀町
平成20年3月	第2期「島根県中山間地域活性化計画」を策定 〔H20年度～H23年度〕
平成20年度～ 平成22年度	中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業を実施 更なる少子高齢化と人口減少の進行により、個々の集落ごとの地域運営が困難になりつつある状況を踏まえ、集落を超えた範囲での「新たな地域運営の仕組みづくり」のモデル事業として実施 指定市町：浜田市、益田市、雲南市、邑南町、隠岐の島町
平成24年3月	第3期「島根県中山間地域活性化計画」を策定 〔H24年度～H27年度〕
平成24年度～ 平成27年度	中山間地域対策プロジェクトチームを設置し、現場支援を実施 多岐にわたる中山間地域の課題に対応するため、県庁内の各部局で構成する「中山間地域対策プロジェクトチーム」を設置 現場支援地区（20地区）を選定し、プロジェクトチームメンバーが地域の動きに加わることで、住民の議論が定期的に行われ、計画づくりや実践活動への着手が加速
平成27年度～	第4期「島根県中山間地域活性化計画」の検討 平成28年3月16日～平成28年4月15日 パブリックコメント実施 市町村への意見照会実施



島根県
中山間地域
活性化計画

平成28年度(2016)～平成31年度(2019)

島根県中山間計画

検索